

第2期成田市 子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月
成田市

はじめに

本市では、令和2年度から始まる『成田市総合計画「NARITAみらいプラン」』の第2期基本計画において、「子育て世代が集う魅力あるまちづくり」を重点目標の一つに掲げ、その実現に向けて、子育て支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進しています。



平成27年3月には「成田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童解消を最優先課題として子育て支援施策を推進してまいりました。このたび、令和2年度を初年度として策定した「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画」では、第1期の方向性を継承しつつ、女性の社会進出に対応したサービスの充実や、近年増加傾向にある児童虐待防止対策の強化を図っております。全ての子どもが持つ権利を保障する「子どもの権利条約」に則り、健やかな子どもの成長を願いながら「みんなで創る 笑顔あふれる 子育て応援のまち」を目指し、本計画を実行していくに当たり、市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、多大なるご協力を頂きました「成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やヒアリング調査等におきまして、数々の貴重なご意見、ご提言を頂きました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

成田市長 小泉 一成

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制と策定の経緯	4
第2章 成田市子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1 統計データからみた子どもを取り巻く状況	5
2 教育・保育サービスなどの実施状況	12
3 今後の人口の見通し	17
4 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況	18
5 「成田市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	28
6 成田市子ども・子育て支援の課題	29
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 基本目標	32
3 施策体系	33
第4章 施策の展開	34
1 就学前児童の家庭への支援の充実	34
2 学童期を伸びやかに育む環境づくり	44
3 子育てを応援する環境づくり	47
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	57
1 提供区域の設定	57
2 教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容	57
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	58
4 教育・保育	59
5 地域子ども・子育て支援事業	61
第6章 計画の推進に向けて	68
1 計画の周知	68
2 計画の推進体制	68
資料編	70
1 策定経過	70
2 ヒアリング実施結果の概要	71
3 用語解説	73
4 成田市保健福祉審議会設置条例	77
5 成田市保健福祉審議会委員名簿	79
6 成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会委員名簿	81
7 第2期成田市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱	83

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

わが国では、出生率の低下に伴い少子高齢化が進むとともに、核家族化の進行や地域とのつながりが希薄になっていることから、子育てにおける父母の負担が増加し、育児不安やストレスの一因となっています。

また、女性の社会進出などに伴い、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国では、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境を整備するため、平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法*」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。平成24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法*」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27（2015）年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上を図るとともに、地域に応じた子育て支援を総合的に推進していくことを目指しています。そのような中で、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

成田市（以下「本市」という。）においては、平成21（2009）年度に策定した「成田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承しながら、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえた「成田市子ども・子育て支援事業計画」を平成26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

本市では、「成田市子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果などを踏まえ、本市の最上位計画である『成田市総合計画「NARITAみらいプラン」』などとの整合を図りながら、子育て支援体制の整備などを着実に推進するため令和2（2020）年度を初年度とする「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画とします。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

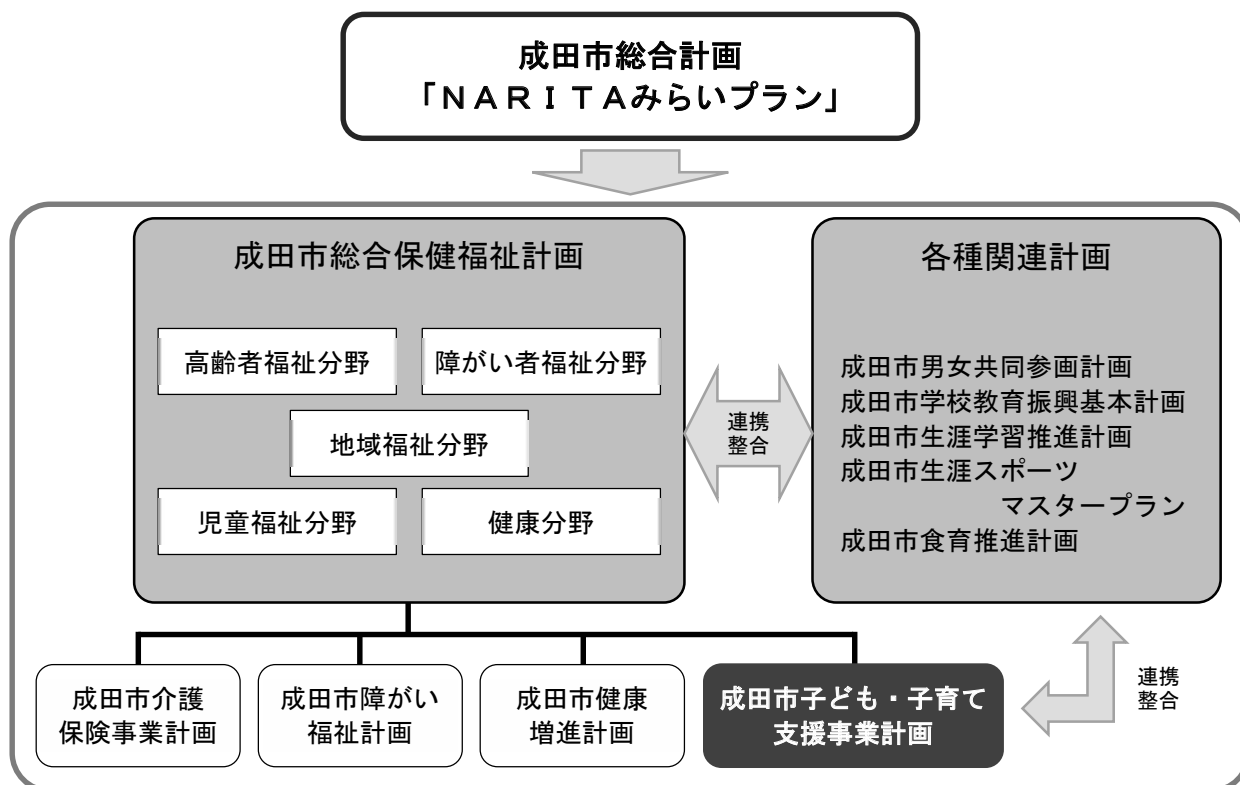
(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 他の計画との関係

本計画は、『成田市総合計画「NARITAみらいプラン」』を上位計画とし、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、「成田市総合保健福祉計画」を始めとする各種関連計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。



3 計画の対象

本計画の対象は、おおむね乳幼児期から学童期までの子どもとその家庭を対象としています。ただし、施策・事業の内容によっては、必要に応じて、対象年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行います。

4 計画の期間

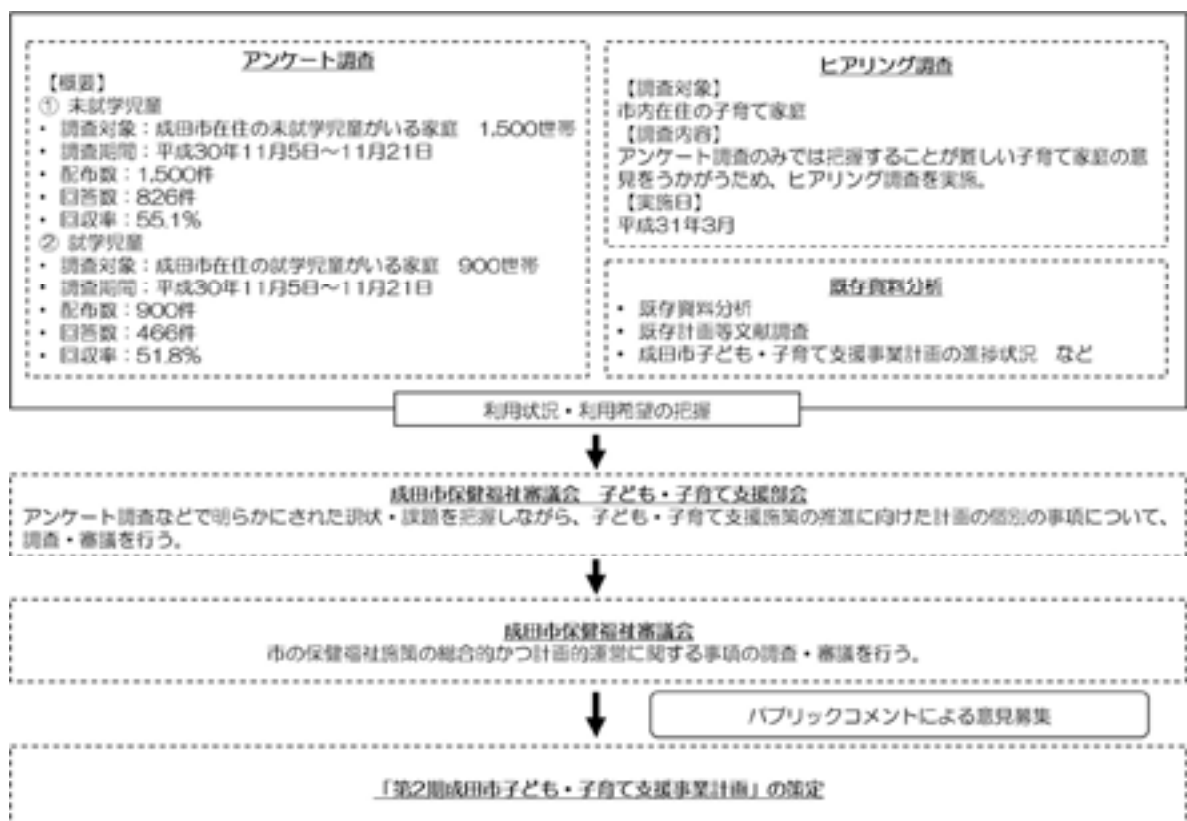
本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

（年度）									
H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
成田市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期成田市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と策定の経緯

本計画は以下のフロー・手法により策定しました。



第2章 成田市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

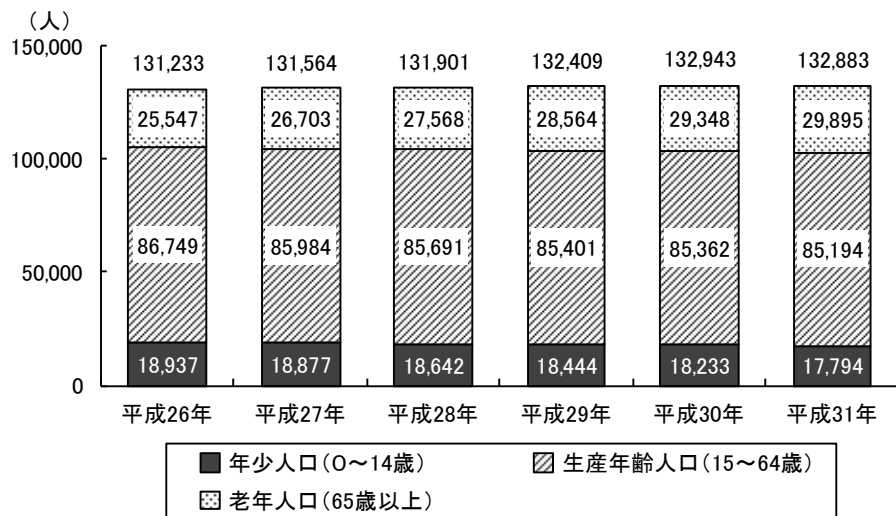
1 統計データからみた子どもを取り巻く状況

(1) 人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は緩やかな増加が続いていましたが、平成31年は前年よりもやや減少し132,883人となっています。

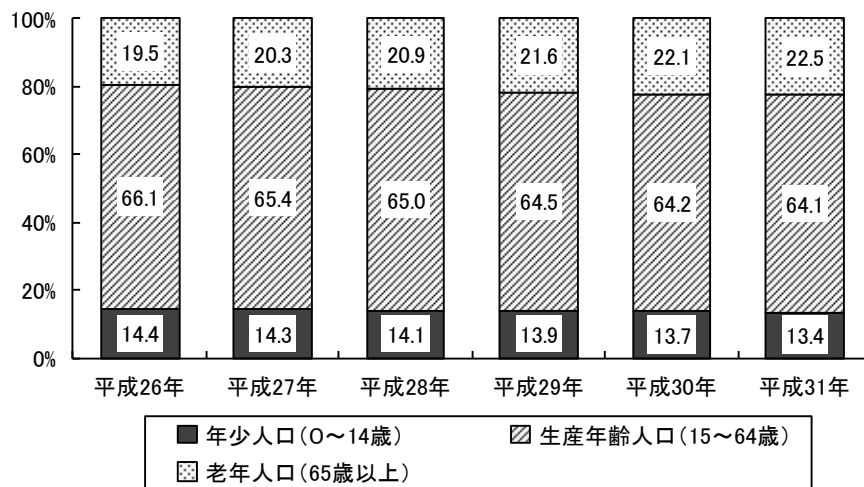
年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっている一方、老年人口（65歳以上）は増加が続いています。また、構成割合についても同様の傾向となっています。

図表 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

図表 年齢3区分別人口構成割合の推移

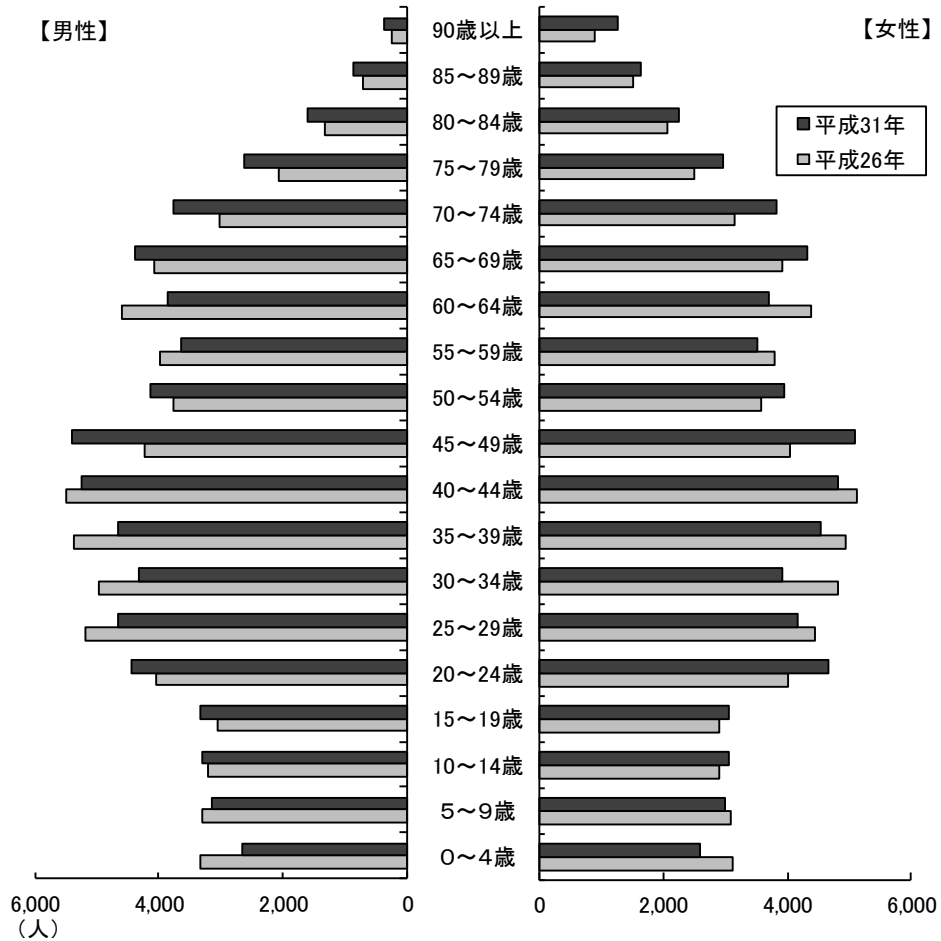


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

5歳階級別人口をみると、平成31年は、男性、女性ともに20歳代と30歳代後半から40歳代後半、60歳代後半で多くなっています。

平成26年との比較をみると、0～9歳や20歳代後半から40歳代前半などで減少していますが、40歳代後半から50歳代前半、60歳代後半以上などでは、増加しています。

図表 5歳階級別人口（平成26年と平成31年の比較）

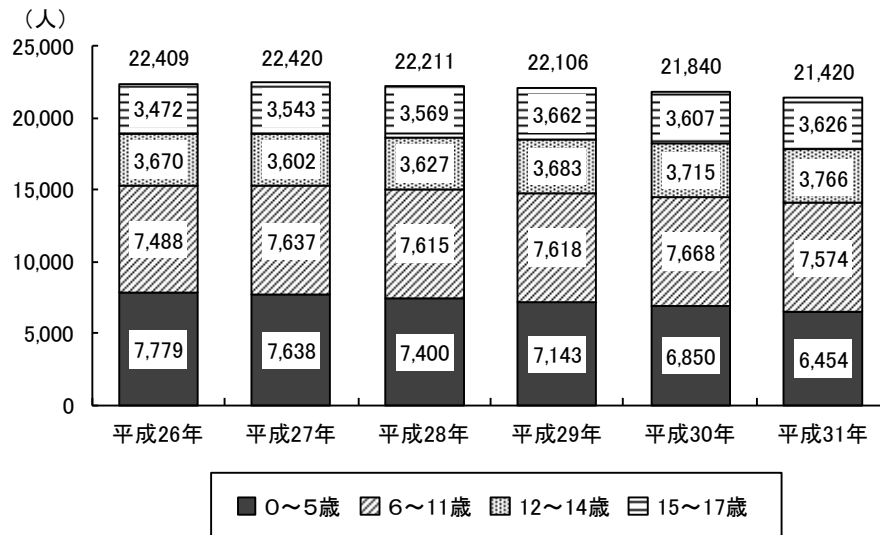


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

本市の18歳未満の児童人口の推移をみると、平成27年以降、減少傾向となっており、児童人口の合計は、平成27年の22,420人から平成31年には21,420人に減少しています。

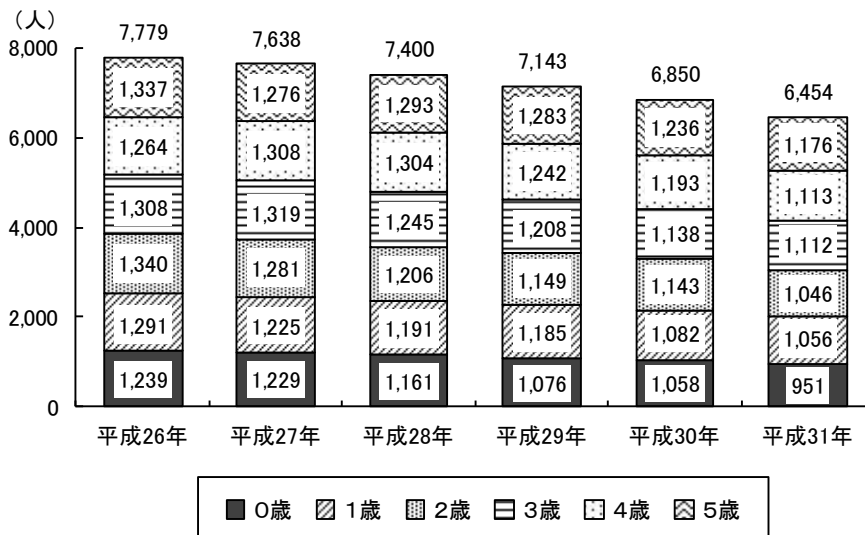
また、0～5歳の未就学児童の1歳階級別人口の推移をみると、いずれの年齢もおおむね減少傾向となっています。

図表 児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

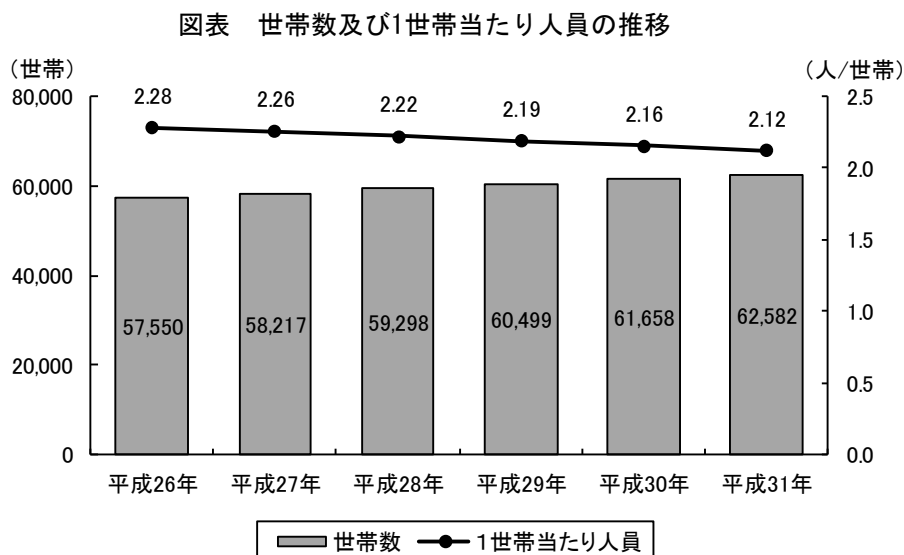
図表 未就学児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

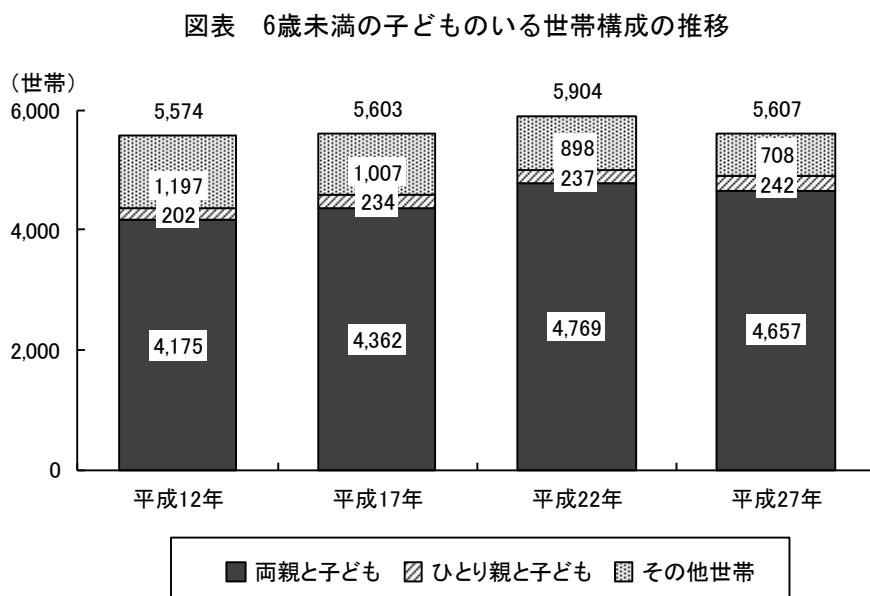
(2) 世帯の状況

本市の世帯数の推移をみると増加傾向が続いており、平成26年は57,550世帯でしたが、平成31年には62,582世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は減少が続き、平成26年は2.28人でしたが、平成31年には2.12人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

本市の6歳未満の子どもがいる世帯についてみると、世帯数は平成22年まで増加していましたが、平成27年は減少し5,607世帯となっています。世帯構成は、両親と子どもが最も多く、平成27年は4,657世帯となっており、ひとり親と子どもを加えた親と子どもだけの核家族世帯が8割以上を占めています。



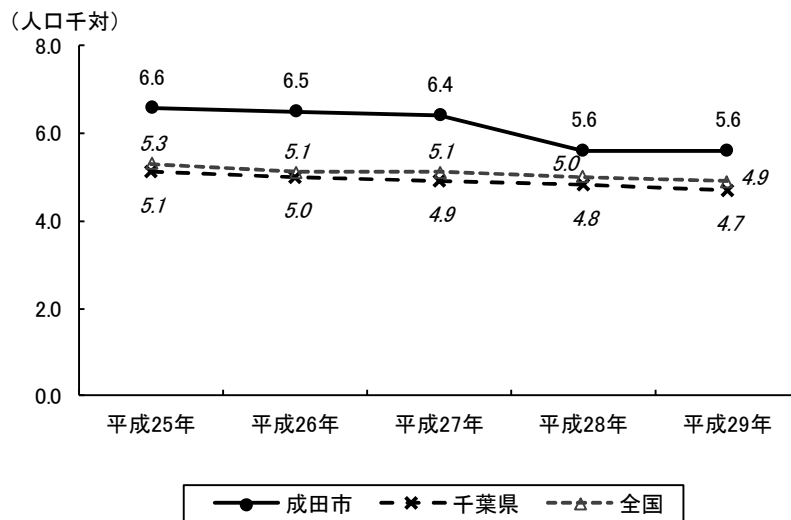
資料：国勢調査

(3) 婚姻の動向

本市の婚姻率の推移をみると、人口千人当たり 5.0 件前後で推移している全国や千葉県よりも高いものの減少傾向にあり、平成 28 年には 6.0 件を下回り、5.6 件となっています。

本市の未婚率の推移をみると、平成 17 年からの 10 年間で、男性は 30 歳代後半以降で、女性は 20 歳代前半以外で上昇しています。

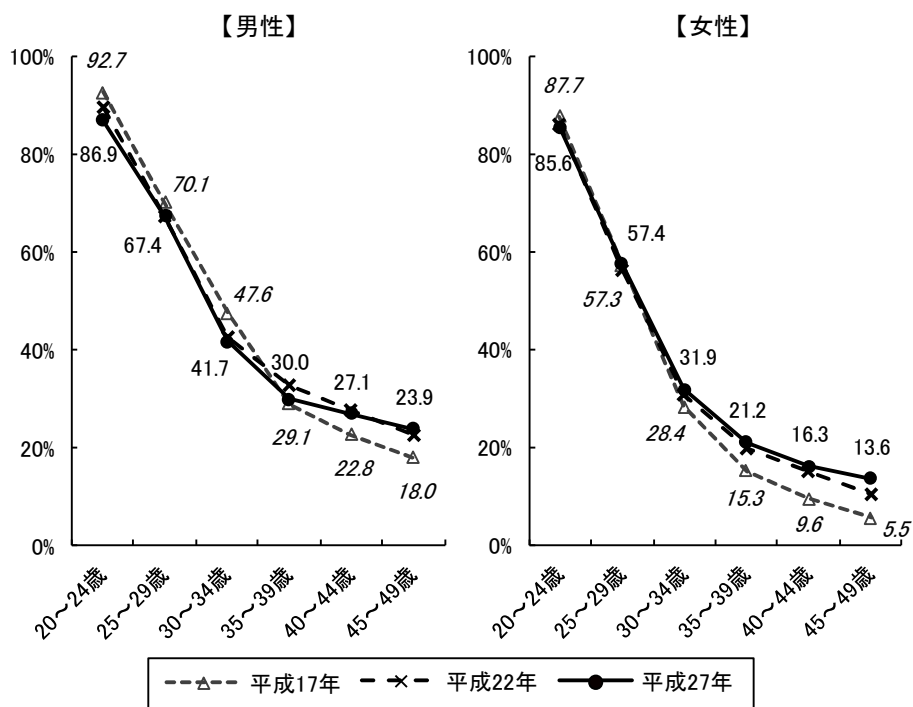
図表 婚姻率の推移



※「斜字」は、千葉県及び全国の数値

資料：千葉県衛生統計年報

図表 未婚率の推移



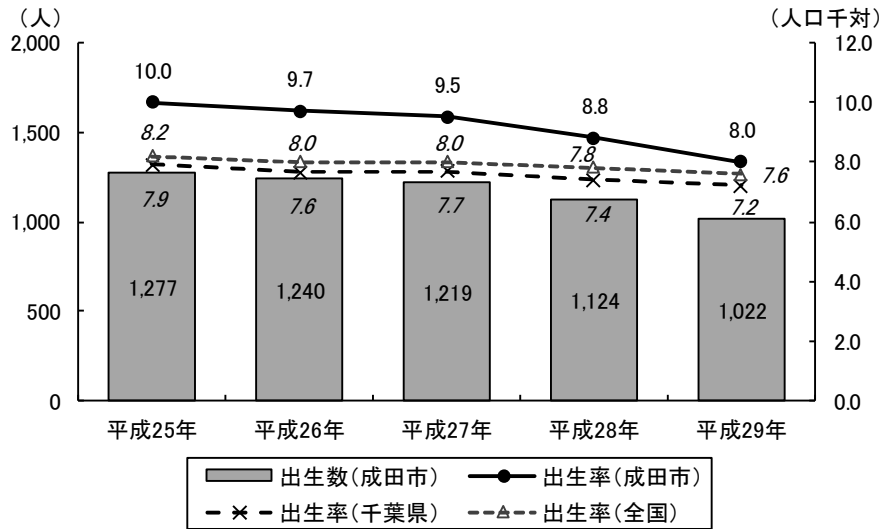
※「斜字」は、平成 17 年の数値

資料：国勢調査

(4) 出生の動向

本市の出生数をみると、平成 29 年は 1,022 人となっており、減少傾向にあります。また、出生率についても同様の傾向を示しており、全国や千葉県よりも高い値で推移しているものの、差が小さくなっています。

図表 出生数及び出生率の推移

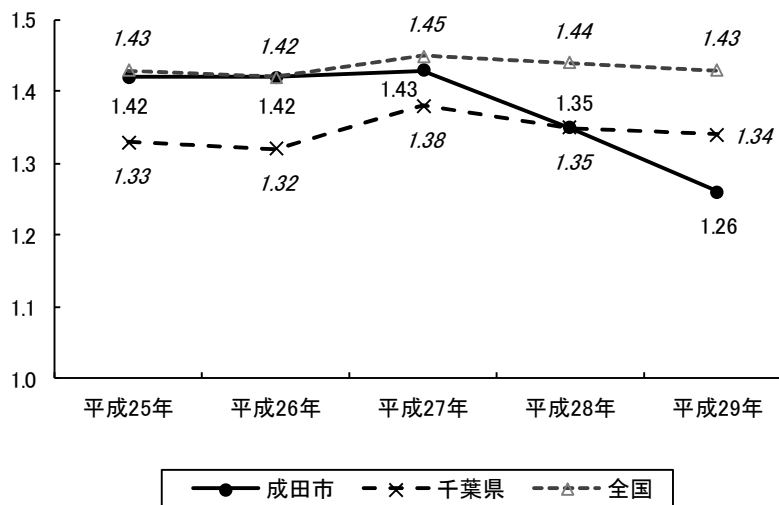


※「斜字」は、千葉県及び全国の数値

資料：千葉県衛生統計年報

女性が一生の間に産むと推定される子どもの数を示した合計特殊出生率*の推移をみると、平成 27 年まではほぼ横ばいでしたが、その後減少に転じ、平成 29 年は全国や千葉県を下回る 1.26 となっています。

図表 合計特殊出生率の推移



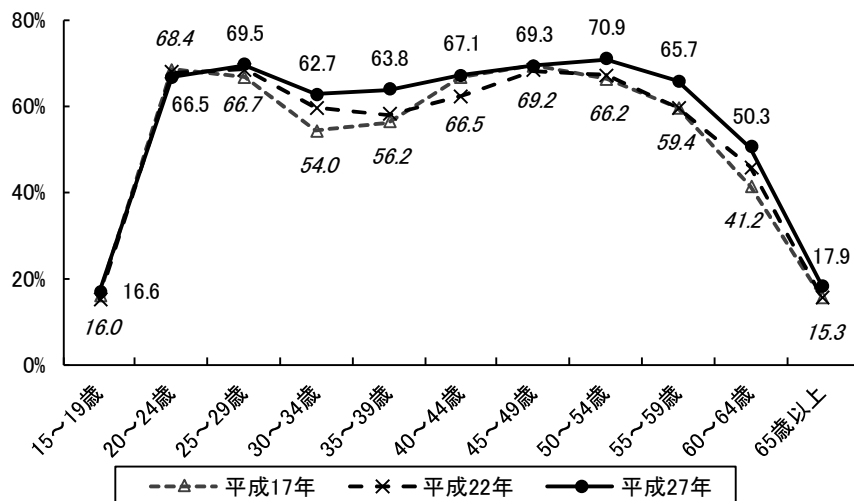
※「斜字」は、千葉県及び全国の数値

資料：千葉県衛生統計年報

(5) 就労の動向

女性の就業率の推移をみると、平成17年と比べて、平成27年は20歳代後半以降が一般的に上昇していますが、特に30歳代の上昇により、結婚・出産期に低下する、いわゆるM字曲線*の「谷」の部分が浅くなってきています。

図表 女性の就業率の推移



*「斜字」は、平成17年の数値

資料：国勢調査

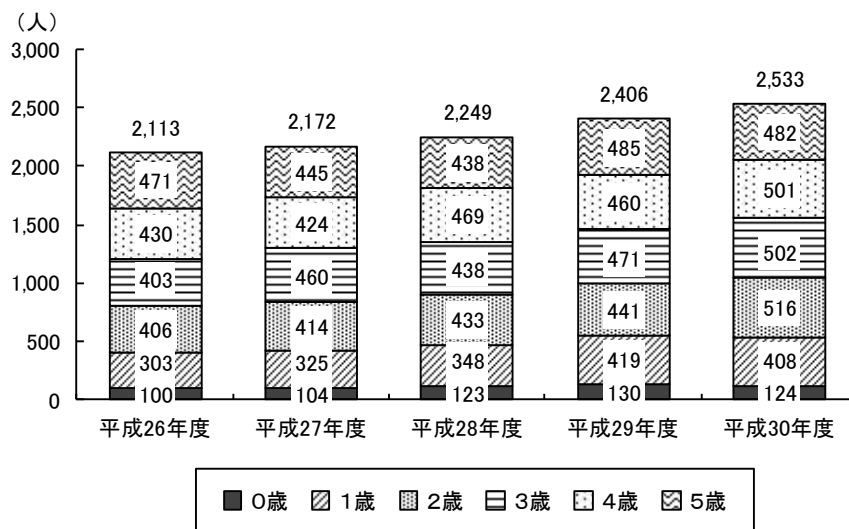
2 教育・保育サービスなどの実施状況

(1) 保育園の状況

① 保育園の入所者数の状況

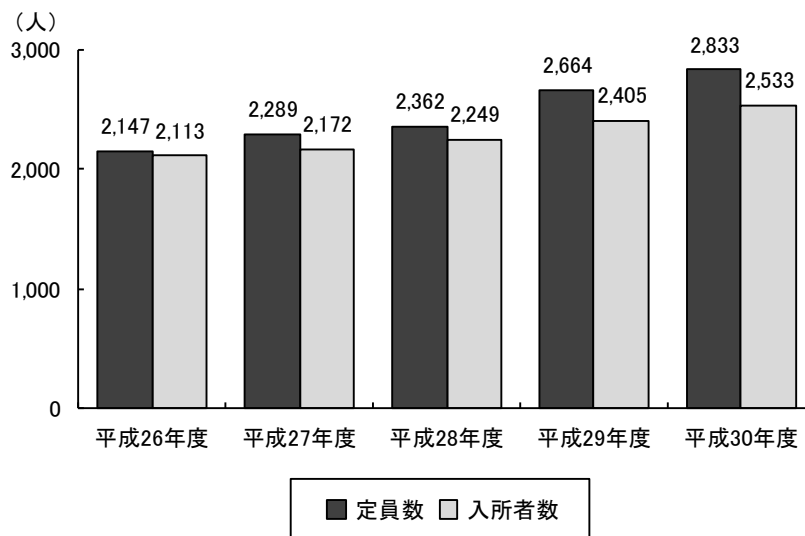
年齢別保育園入所者数の推移をみると、保育園の入所者数は、平成26年度の2,113人から増加が続いており、平成30年度は2,533人となっています。年齢別では、特に1歳から3歳が増加しており、平成26年度と比べて平成30年度は314人増加しています。保育園の定員数及び入所者数の推移をみると、増加傾向にあります。

図表 年齢別保育園入所者数の推移



資料：保育課

図表 保育園の定員数及び入所者数の推移

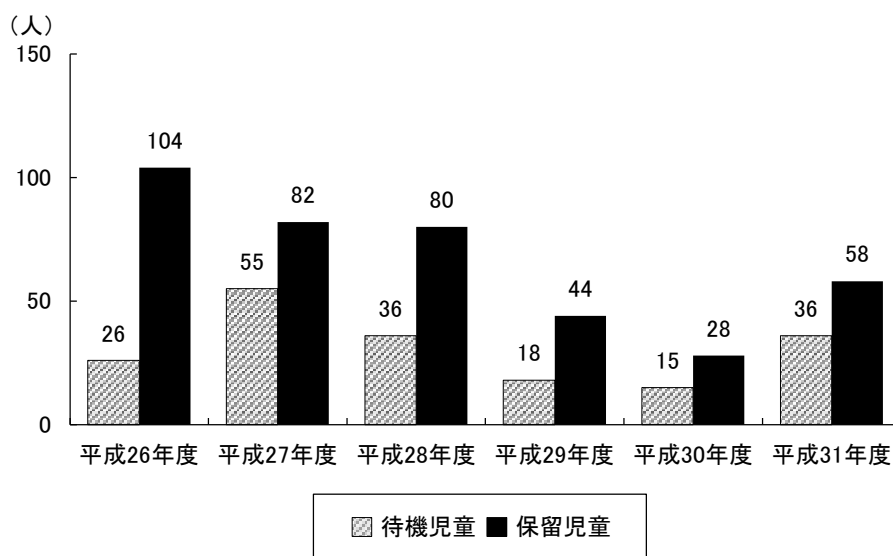


資料：保育課

②保育園の待機児童及び保留児童の状況

保育園の待機児童数は、施設整備に伴う定員増などにより平成27年度の55人をピークに減少し、平成30年度には15人となりましたが、平成31年度は再び増加し、36人となっています。保留児童数も減少傾向にありましたが、平成31年度には増加に転じ、58人となっています。

図表 保育園の待機児童数及び保留児童数の推移

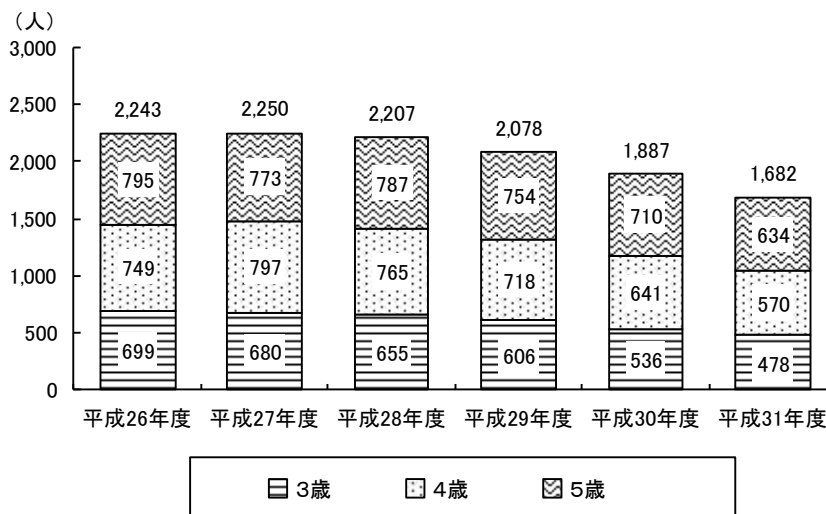


資料：保育課

(2) 幼稚園の状況

幼稚園の入園者数は、平成27年度の2,250人をピークに減少に転じ、平成31年度は1,682人となっています。

図表 年齢別幼稚園入園者数の推移

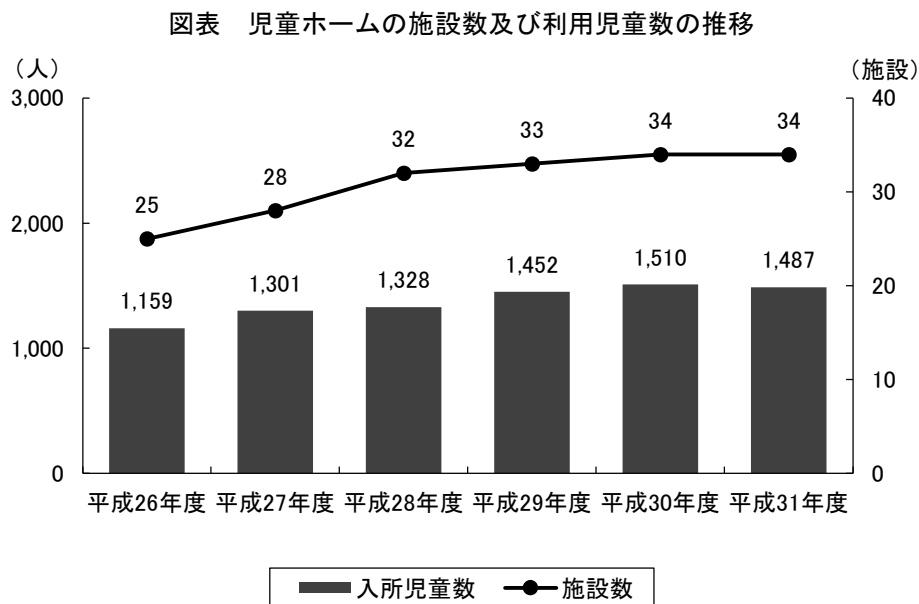


資料：保育課

(3) 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）の状況

①児童ホームの利用児童数の状況

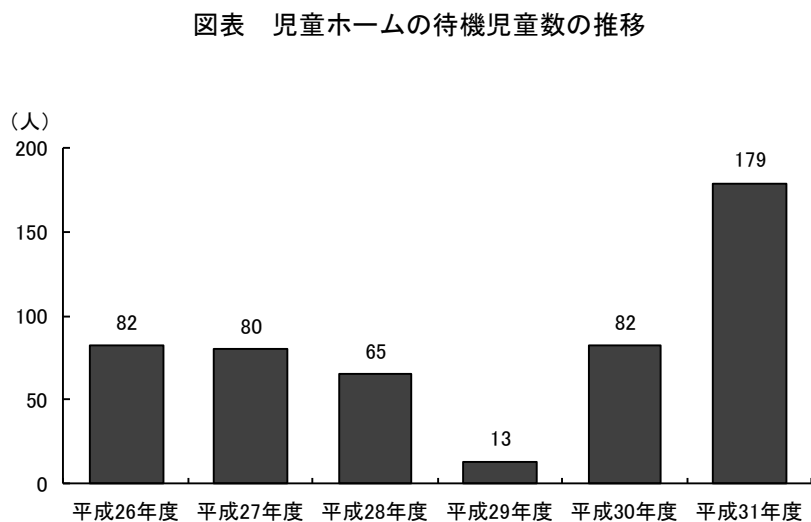
児童ホームは利用児童数の増加に伴い整備を進め、平成31年度は34施設になっています。



資料：保育課

②児童ホームの待機児童の状況

児童ホームの待機児童数は、平成29年度まで減少していましたが、平成30年度以降は増加に転じています。



資料：保育課

(4) 子育て支援サービスの状況

①ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、地域の中で子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育てを援助したい方（協力会員）の、会員による相互援助を支援する組織です。

いずれの会員種別においても、会員数は増加傾向にあります。

図表 ファミリー・サポート・センターの会員数

項目	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
協力会員	人	43	53	54	63	65
利用会員	人	107	195	272	336	419
両方会員	人	6	15	18	23	28

資料：子育て支援課

②一時保育

一時保育は、保護者の就労や傷病、災害、出産その他育児疲れによるリフレッシュなどの理由により、一時的に家庭における保育が困難な場合に、保育園で児童を預かる制度です。

月平均利用人員は平成 27 年度をピークに平成 29 年度まで減少していましたが、平成 30 年度には再び増加し、855 人となっています。

図表 一時保育の利用状況

項目	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
月平均利用人員	人	821	975	923	695	855

資料：保育課

③地域子育て支援センター

「なかよしひろば」は、子どもが安心して遊び、保護者が育児相談や子育て仲間と出会い、交流できる場です。また、保育園に併設している地域子育て支援センター*でも、保護者の子育て相談などを行っています。

これらの施設の利用人数の合計は、平成 28 年度をピークに減少に転じており、平成 30 年度は 81,371 人となっています。

図表 地域子育て支援センターの利用状況

施設名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子ども館なかよしひろば	人	20,318	22,412	18,289	19,928	20,458
三里塚なかよしひろば	人	12,307	15,151	20,405	18,899	18,119
公津の杜なかよしひろば	人	44,827	43,250	44,590	42,280	40,018
青空ゆめひろば (長沼保育園)	人	569	672	614	866	1,169
ひだまり (大栄保育園)	人	1,196	1,504	1,285	684	1,246
つくしんぼ CLUB (公津の杜保育園)	人	1,802	1,700	1,523	903	192
かるがも CLUB (宗吾保育園)	人	750	838	488	372	169
合計	人	81,769	85,527	87,194	83,932	81,371

資料：子育て支援課・保育課

④病児・病後児保育

病児・病後児保育は、子どもが病気又は病気の回復期に、保護者が就労などにより家庭での保育が困難な場合に、病院・保育園などにおいて、一時的に保育を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る事業です。

実施施設数は、平成 28 年度まで 1 か所でしたが、平成 29 年度、平成 30 年度に 1 か所ずつ開設し、平成 30 年度には 3 か所となっています。

利用者数は増加傾向となっています。

図表 病児・病後児保育の利用状況

項目	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数	か所	1	1	1	2	3
利用者数	人	555	688	661	887	1,021
うち市民	人	377	531	600	794	926

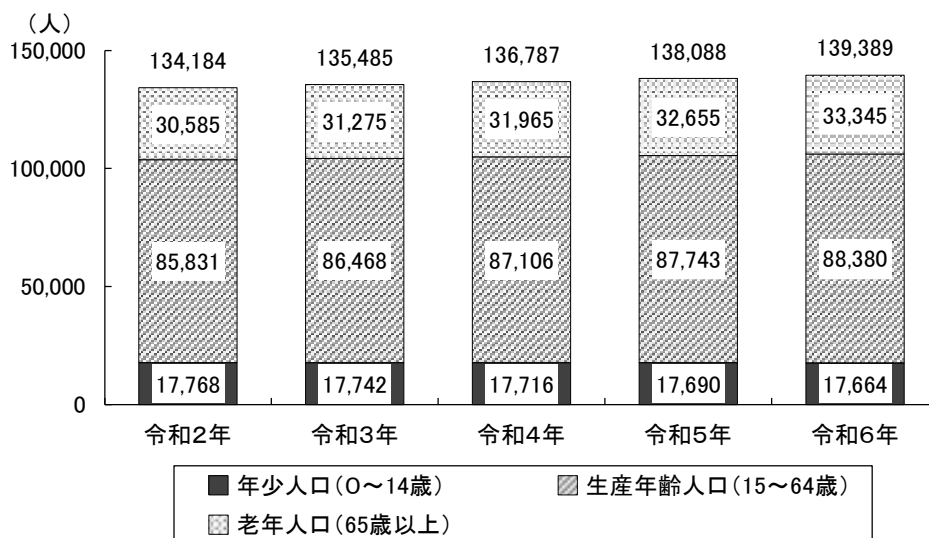
資料：子育て支援課

3 今後の人口の見通し

(1) 総人口の見通し

『成田市総合計画「NARITAみらいプラン」』における本市の今後の総人口の見通しは以下のとおりです。今後も緩やかに増加していくことが見込まれています。

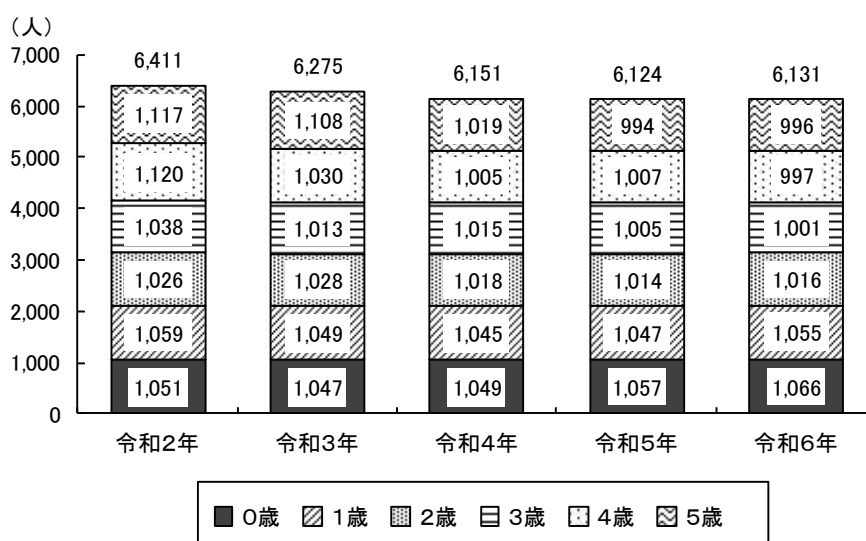
図表 総人口の見通し



(2) 未就学児童人口の見通し

本市の今後の未就学児童人口の見通しは以下のとおりです。計画期間中は緩やかな減少傾向が見込まれています。

図表 未就学児童人口の見通し



4 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況

(1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、対象者別に次の2種類のアンケートを実施しました。

①未就学児童

- 調査対象：成田市在住の未就学児童がいる家庭 1,500 世帯
- 調査期間：平成 30 年 11 月 5 日～平成 30 年 11 月 21 日
- 調査方法：郵送配布・回収
- 配布・回収：

配布数	回収数	回収率
1,500 件	826 件	55.1%

②就学児童

- 調査対象：成田市在住の就学児童がいる家庭 900 世帯
- 調査期間：平成 30 年 11 月 5 日～平成 30 年 11 月 21 日
- 調査方法：郵送配布・回収
- 配布・回収：

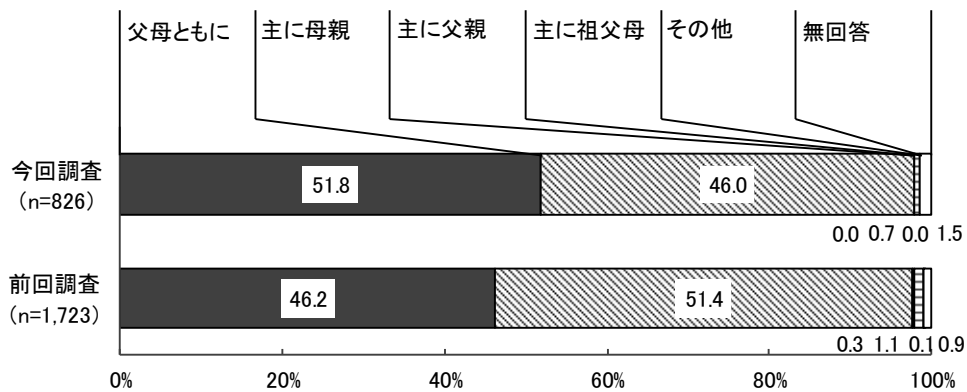
配布数	回収数	回収率
900 件	466 件	51.8%

(2) 調査結果の概要

①子育てを主にしている方

子育てを主にしている方についてみると、「父母ともに」が51.8%と最も高く、次いで「主に母親」が46.0%、「主に祖父母」が0.7%となっています。前回調査と比較すると、「父母ともに」が上昇し、「主に母親」を上回っています。

図表 子育てを主にしている方（未就学児童）【複数回答】

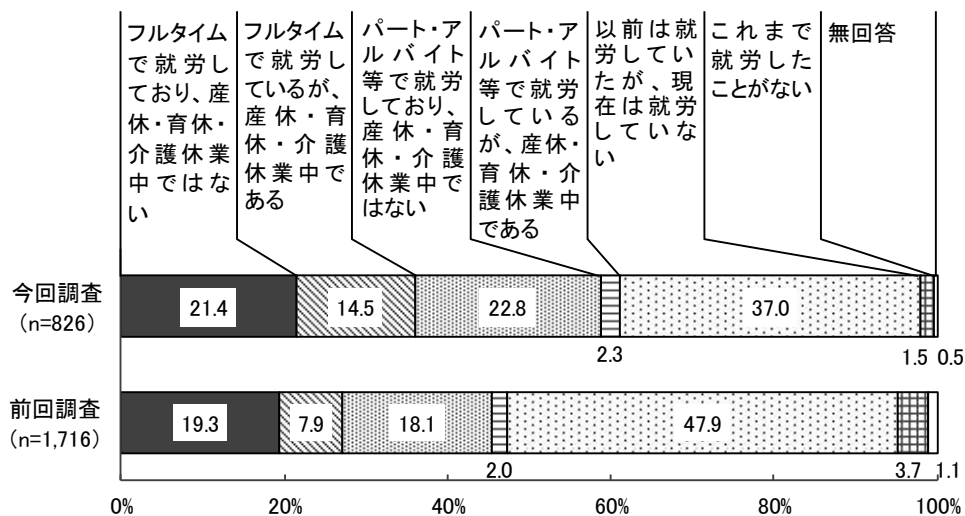


②母親の就労状況

母親の就労状況についてみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が37.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が22.8%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.4%となっています。

前回調査と比較すると、就労していない割合が低下し、フルタイム又はパート・アルバイト等で就労している割合が上昇しています。

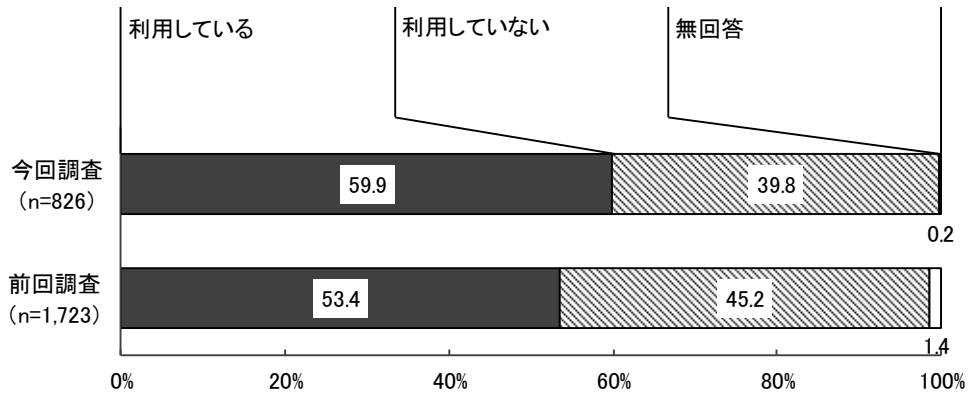
図表 母親の就労状況（未就学児童）【単数回答】



③定期的な教育・保育サービスの利用

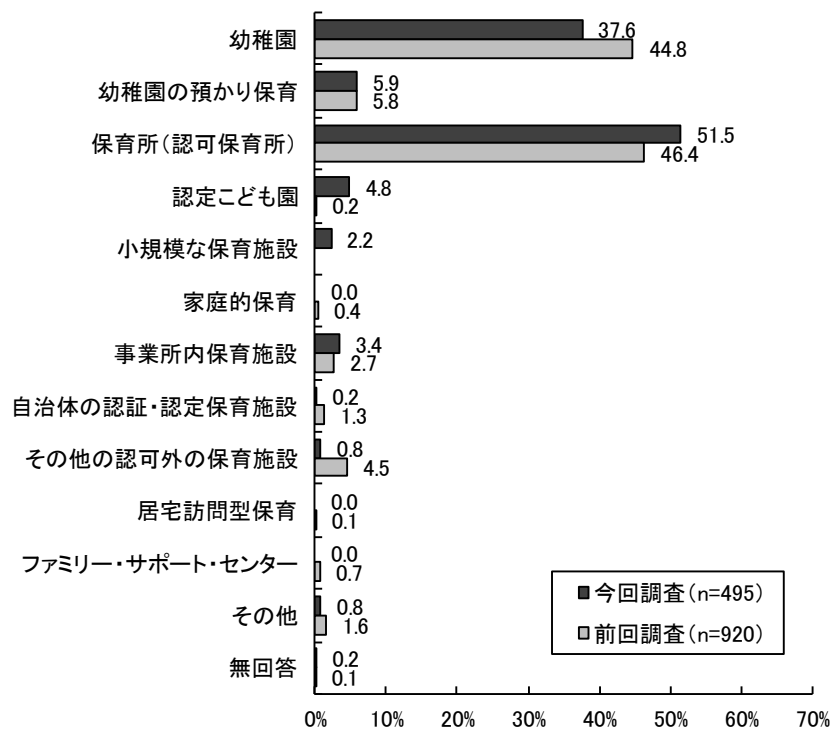
定期的な教育・保育サービスの利用の有無についてみると、「利用している」が59.9%、「利用していない」が39.8%となっており、前回調査よりも「利用している」が上昇し、「利用していない」が低下しています。

図表 定期的な教育・保育サービスの利用の有無（未就学児童）【単数回答】



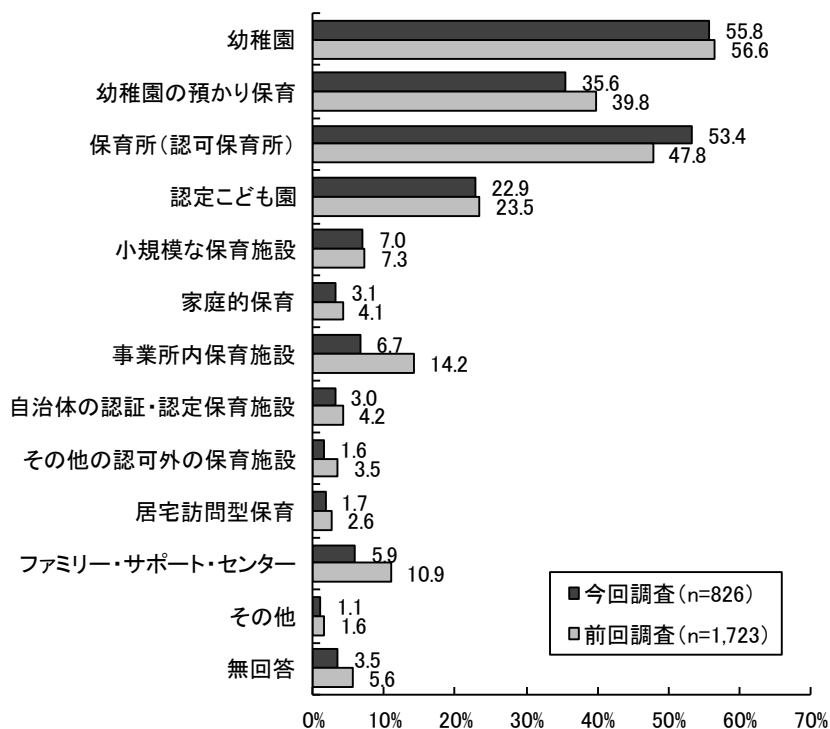
利用している定期的な教育・保育サービスについてみると、「保育所（認可保育所）」が51.5%と最も高く、次いで「幼稚園」が37.6%、「幼稚園の預かり保育」が5.9%、「認定こども園」が4.8%となっています。また、前回調査と比較すると、「保育所（認可保育所）」や「認定こども園」は上昇し、「幼稚園」は低下しています。

図表 利用している定期的な教育・保育サービス（未就学児童）【複数回答】



現在の利用の有無に関わらず、定期的に利用したい教育・保育サービスについてみると、「幼稚園」が55.8%と最も高く、次いで「保育所（認可保育所）」が53.4%、「幼稚園の預かり保育」が35.6%、「認定こども園」が22.9%となっています。また、前回調査と比較すると、「保育所（認可保育所）」は上昇し、「幼稚園の預かり保育」は低下しています。

図表 現在の利用の有無に関わらず、定期的に利用したい教育・保育サービス（未就学児童）【複数回答】

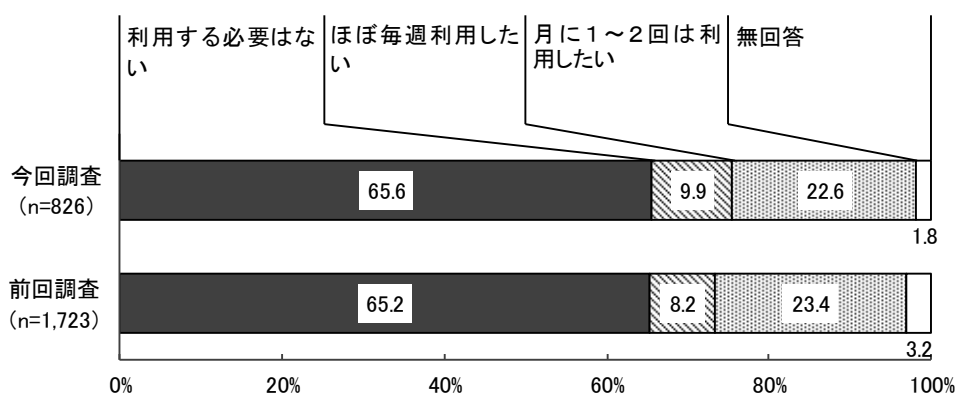


定期的な教育・保育サービスの利用希望についてみると、土曜日は「利用する必要はない」が65.6%、日曜日・祝日は「利用する必要はない」が75.2%となっており、前回調査とほぼ同様となっています。

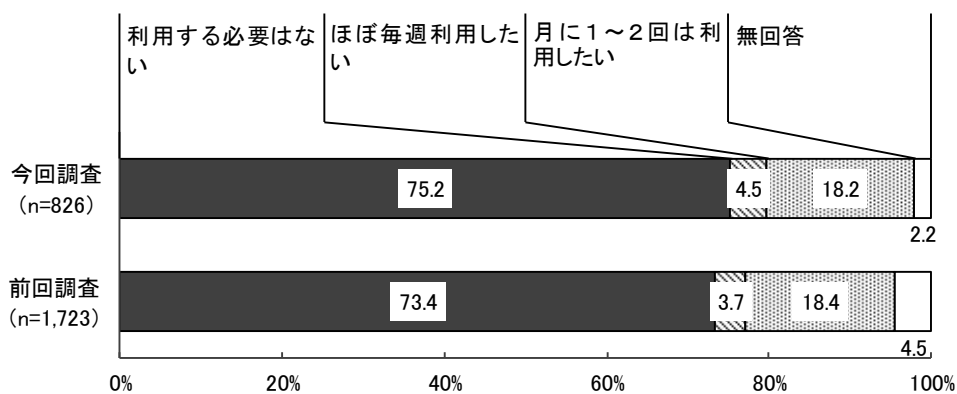
幼稚園を利用されている方を対象とした夏休み・冬休みなど長期の休暇期間は、「利用する必要はない」が39.0%と前回調査よりも低下している一方、「休みの期間中、週に数日利用したい」は49.2%と上昇し、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」と合計すると、約6割となっています。

図表 定期的な教育・保育サービスの利用希望（未就学児童）【単数回答】

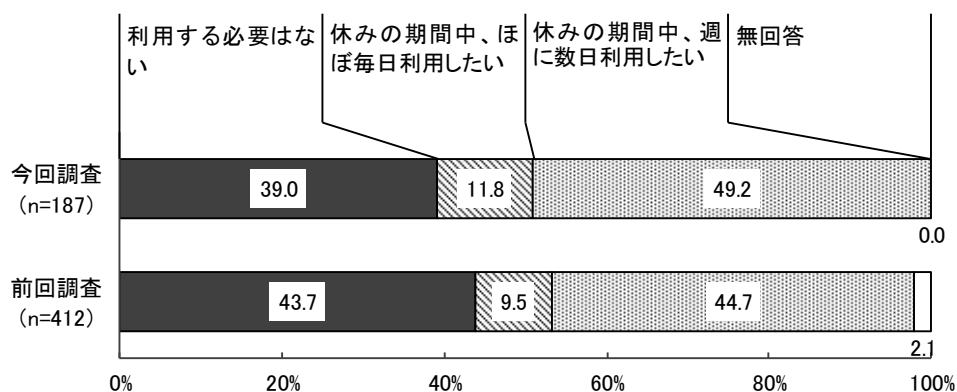
【土曜日】



【日曜日・祝日】



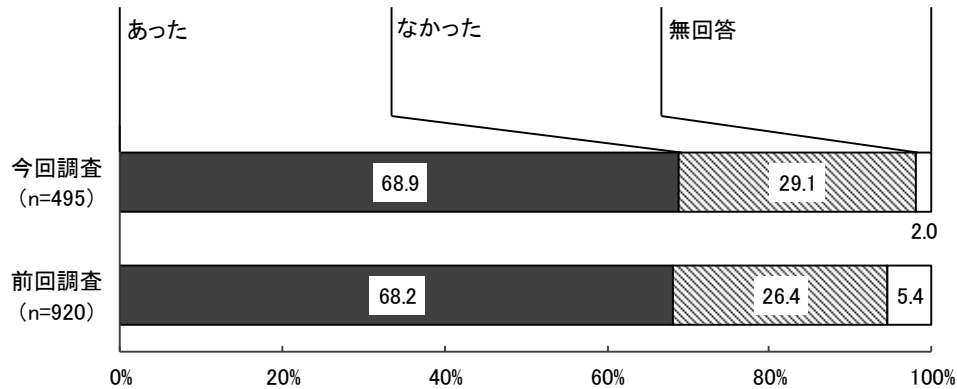
【夏休み・冬休みなど長期の休暇期間（幼稚園を利用されている方）】



④病気やケガの際の対応

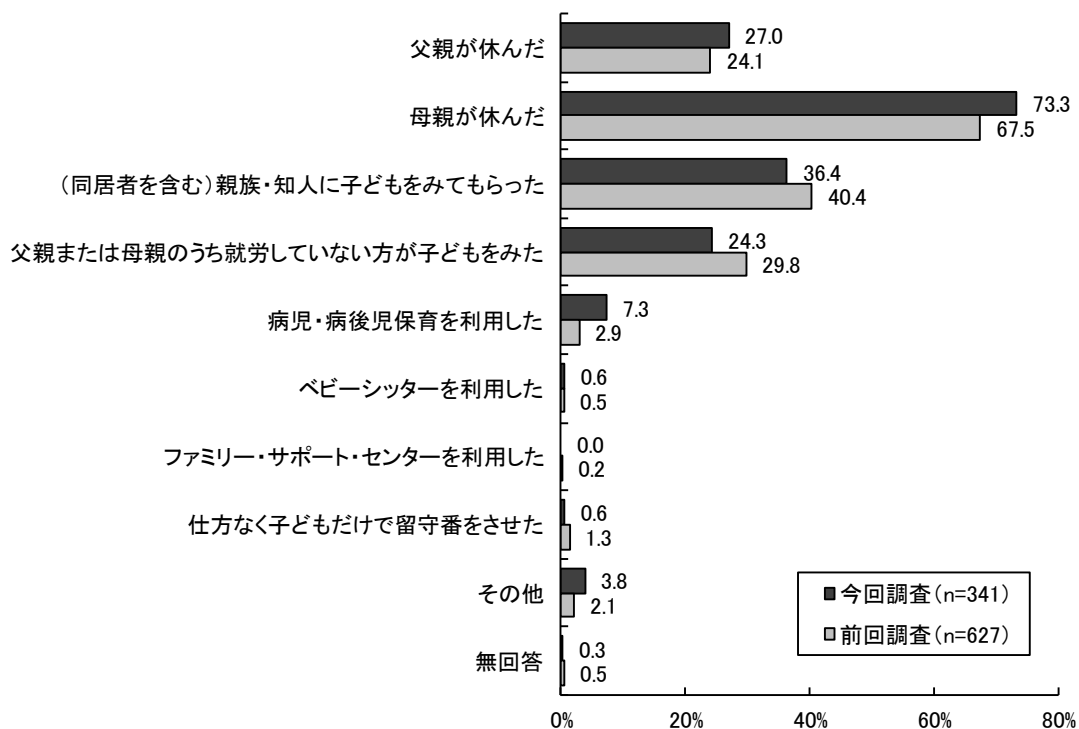
病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことの有無についてみると、「あった」が68.9%、「なかった」が29.1%となっており、前回調査とほぼ同様となっています。

図表 病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことの有無（未就学児童）【単数回答】



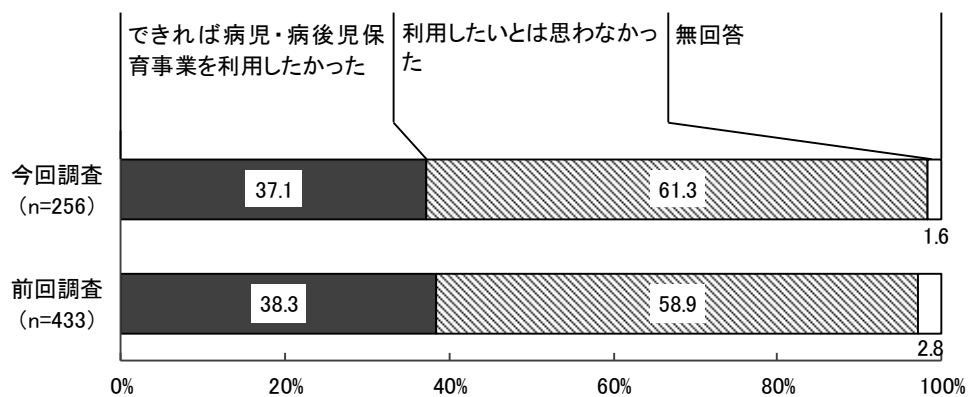
普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対応についてみると、「母親が休んだ」が73.3%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が36.4%、「父親が休んだ」が27.0%となっています。前回調査と比較すると、「母親が休んだ」や「病児・病後児保育を利用した」が上昇し、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」などが低下しています。

図表 普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対応（未就学児童）【複数回答】



病児・病後児のための保育施設等の利用意向についてみると、「利用したいとは思わなかった」が61.3%、「できれば病児・病後児保育事業を利用したかった」が37.1%となっており、前回調査とほぼ同様となっています。

図表 病児・病後児のための保育施設等の利用意向（未就学児童）【単数回答】

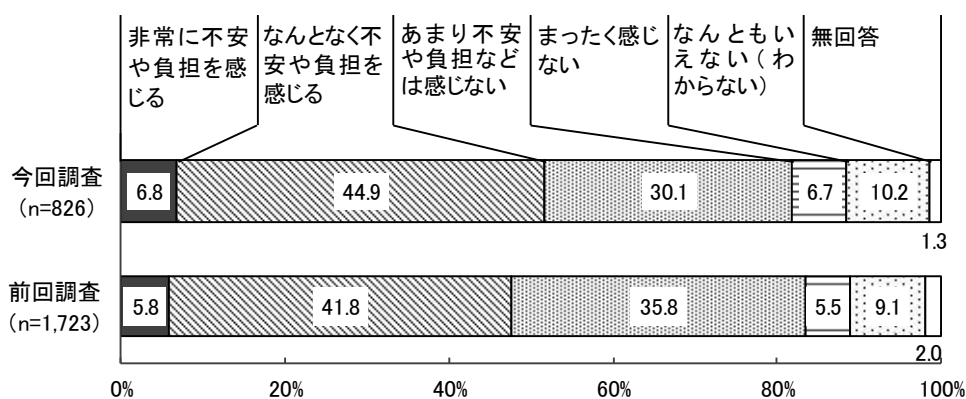


⑤子育て全般について

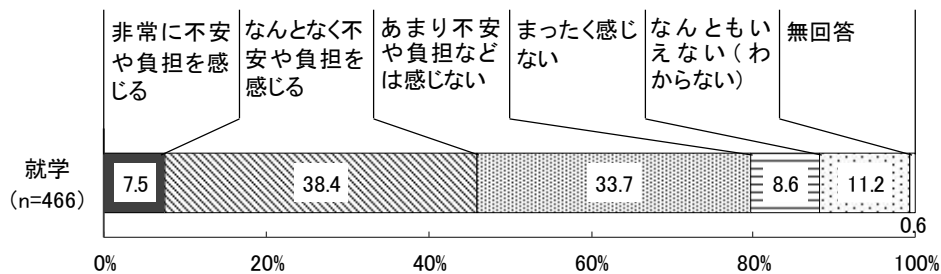
子育てに関する不安感や負担感についてみると、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合計した「不安や負担を感じる」は未就学児童が51.7%、就学児童が45.9%と、未就学児童が就学児童を上回り、半数を超えています。また、未就学児童の前回調査と比較すると、「不安や負担を感じる」がやや上昇しています。

図表 子育てに関する不安感や負担感（未就学児童、就学児童）【単数回答】

【未就学児童】



【就学児童】

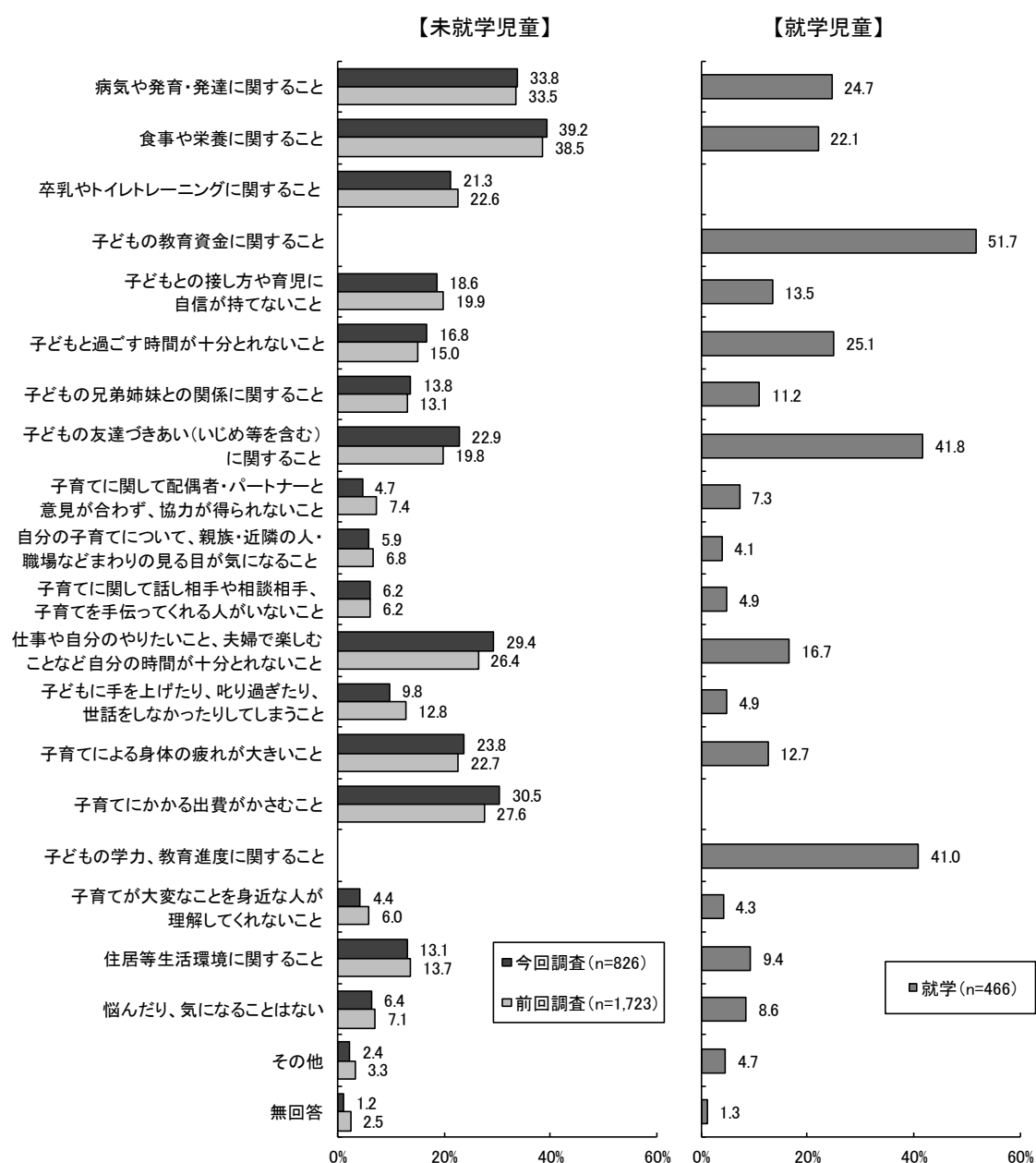


子育てに関する悩み・気になることについてみると、未就学児童は、「食事や栄養に関すること」が39.2%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が33.8%、「子育てにかかる出費がかさむこと」が30.5%、「仕事や自分のやりたいこと、夫婦で楽しむことなど自分の時間が十分とれないこと」が29.4%となっています。

就学児童は、「子どもの教育資金に関すること」が51.7%と最も高く、次いで「子どもの友達つきあい（いじめ等を含む）に関すること」が41.8%、「子どもの学力、教育進度に関すること」が41.0%となっています。

また、未就学児童の前回調査と比較すると、「子どもの友達つきあい（いじめ等を含む）に関すること」や「仕事や自分のやりたいこと、夫婦で楽しむことなど自分の時間が十分とれないこと」などがやや上昇し、「子どもに手を上げたり、叱り過ぎたり、世話をしなかったりしてしまうこと」などがやや低下しています。

図表 子育てに関する悩み・気になること（未就学児童、就学児童）【複数回答】



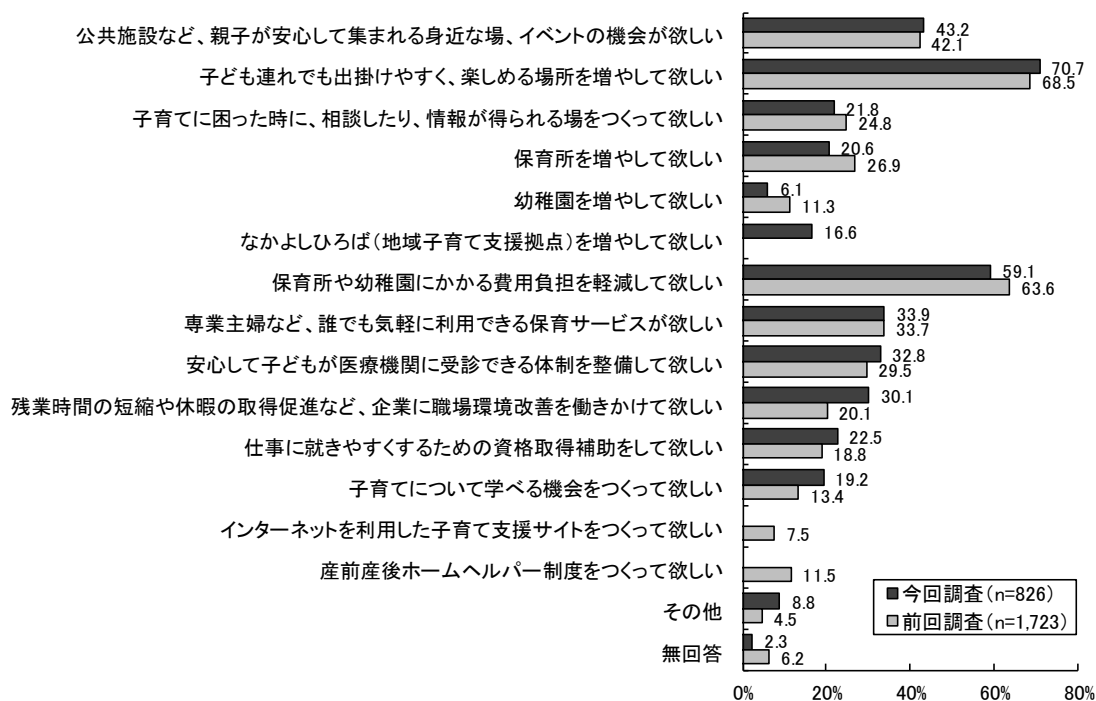
充実して欲しい子育て支援についてみると、未就学児童は、「子ども連れでも出掛けやすく、楽しめる場所を増やして欲しい」が70.7%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が59.1%、「公共施設など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」が43.2%となっています。

就学児童は、「子育てにかかる費用負担を軽減して欲しい」が59.0%と最も高く、次いで「身近な場所に子どもが安心して過ごせる居場所を整備して欲しい」が51.1%、「子ども連れでも出掛けやすく、楽しめる場所を増やして欲しい」が42.3%となっています。

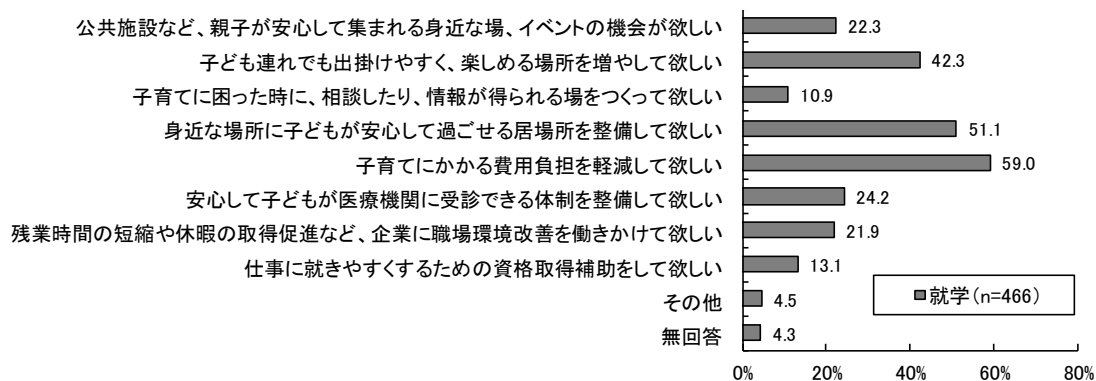
また、未就学児童の前回調査と比較すると、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に職場環境改善を働きかけて欲しい」などが上昇し、「保育所を増やして欲しい」や「幼稚園を増やして欲しい」などはやや低下しています。

図表 充実して欲しい子育て支援（未就学児童、就学児童）【複数回答】

【未就学児童】



【就学児童】



5 「成田市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 教育・保育

「成田市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表 教育・保育の数値目標と実施状況

		単位	第1期計画 目標	実績 (平成30年度)
1号認定：満3歳以上で教育を希望（認定こども園及び幼稚園）		人	2,844	2,844
2号認定：満3歳以上で教育・保育を希望（認定こども園及び保育園）		人	1,627	1,778
3号認定：満3歳未満で 保育を希望（認定こども 園・保育園・地域型保育 事業*）	0歳	認定こども園・認可保育園	257	257
		地域型保育事業	28	30
	1・2歳	認定こども園・認可保育園	842	826
		地域型保育事業	119	139

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「成田市子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況

		単位	第1期計画 目標	実績 (平成30年度)
延長保育事業		人	794	975
放課後児童健全育成事業	低学年	人	1,258	1,173
	高学年	人	539	337
子育て短期支援事業（ショートステイ）		人日/年	45	8
病児・病後児保育事業		人日/年	2,700	3,600
利用者支援事業		か所	1	2
地域子育て支援拠点事業		人日/年	77,140	81,371
ファミリー・サポート・センター事業		人日/週	38	14
一時預かり事業（幼稚園・保育 園ほか）	幼稚園	人日/年	39,744	39,651
	保育園ほか	人日/年	11,998	11,998
妊婦健康診査		人	1,179	1,017
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		人	1,071	946
養育支援訪問事業		人	170	99

6 成田市の子ども・子育て支援の課題

本市の子どもを取り巻く現状やアンケート結果を踏まえ、子ども・子育て支援の課題を整理しました。

(1) 多様なニーズに対応した教育・保育環境の整備・充実

アンケート結果から、未就学児童の母親が就労している割合は前回調査を上回っており、女性の就労意向の高さがうかがえます。このため、今後も本市の就業率は上昇傾向が続き、共働き世帯は増加していくものと考えられます。教育・保育環境の整備を進めてきましたが、社会情勢や家族構成などの変化及び保護者の望む保育環境の多様化に伴う教育・保育のニーズの変化を的確に把握し、これに対応できるよう、本市の特性に応じた環境の整備と充実に努めていくことが求められます。

(2) 地域ぐるみで子育てを支援

アンケート結果においては、未就学児童の家庭では、子育てに関して、半数以上が不安や負担を感じており、さまざまな悩みや気になることが挙げられています。本市でも、子育ての不安や負担を抱え込んでしまうことのないよう、なかよしひろばなどの保護者間の交流や情報交換、子育てについての相談ができる場づくりを進めてきています。国勢調査の結果によると、6歳未満の子どもがいる世帯では核家族世帯が8割に達しており、子育てに関して話し相手や相談相手、子育てを手伝ってくれる人がいないという悩みを抱えている保護者もいます。このようなことから、子育て家庭の不安や負担を軽減し、子どもの健やかな成長のために、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみで妊娠期からの切れ目のない支援を行い、地域で安心して子育てができる環境整備を図っていくことが求められます。

(3) 社会的な支援を必要とする子どもやその家庭への支援

アンケート結果においては、子育てに関する悩み・気になることとして、子どもとの接し方や育児に自信が持てないことや、保護者が子どもに手を上げたり、叱り過ぎたり、世話をしなかったりしてしまうことなどが挙げられています。さらに、子育てに関して、非常に不安や負担を感じている保護者もあり、このような不安や負担が、虐待につながる危険性もあります。本市でも、児童虐待防止のため、関係機関との連携を図り、誰もが相談できる環境づくりに努めるとともに、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などといった社会的に困難な立場に置かれた家庭に対する支援を行ってきました。今後も、全ての子どもや子育て家庭が安心して過ごせるよう、各々が抱える課題や状況に応じた支援を行っていくことが求められます。

(4) 子育てしやすい職場環境づくり

本市では、子育て期の女性の就業率が上昇し、就労意向が高まっている状況を受け、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、労働者と雇用者双方に就業環境や就労条件の改善などの啓発活動を進めてきました。一方で、アンケート結果では、充実して欲しい子育て支援として、残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業への職場環境の改善の働きかけが、未就学児童の保護者で3割、就学児童でも2割となっており、特に未就学児童については前回の調査結果を上回っていました。

今後も、女性の社会進出は、ますます期待される状況にあり、仕事と家庭を両立できる環境づくりについて啓発を行います。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、『成田市総合計画「NARITAみらいプラン」』において、「住んでよし 働いてよし 訪れてよしの生涯を完結できる空の港まち なりた」を将来都市像に掲げ、「若者や子育て世代に魅力のあるまちづくり」を基本姿勢の一つとしています。この方向性に沿って、次代の担い手である若者や子育て世代にとって魅力的なまちづくりを進め、安心して子育てができる環境づくりを推進してきました。

子ども・子育て支援新制度においては、「子どもの最善の利益」が確保される社会の実現を求められており、これまで以上に「子どもにとっての幸せ」という視点に立ち、計画を推進していく必要があります。

このような時代の要請を踏まえるとともに、これまでの本市の取組や考え方を発展的に踏襲し、本計画における基本理念を以下のように定めます。

みんなで創る 笑顔あふれる 子育て応援のまち

子どもたちは、地域の宝であり希望です。子どもの笑顔は保護者の笑顔であり、地域の人々を明るく、笑顔にします。

将来を担う子どもたちが笑顔を絶やすことなく健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを産み育てられるよう、家庭を中心に、学校、地域、企業など社会を構成する全ての人が、子どもや子育て支援に対して関心や理解を深め、協働し、それぞれの責任と役割を果たすことが重要であることから、子育てを地域全体で見守り、支え合うまちの実現を目指します。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、以下の基本目標に基づき、基本施策における各事業に取り組みます。

(1) 就学前児童の家庭への支援の充実

全ての家庭が安心して子育てができるよう、適切な教育・保育サービスの提供や地域に根ざした子育て支援サービスなどのさらなる充実を図ります。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の充実を図り、地域全体で、子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを見守り、支えていく環境をつくります。

(2) 学童期を伸びやかに育む環境づくり

子どもたちが学童期を伸びやかに成長していくことができるよう、家庭、学校、地域が連携しながら、心身を育み健全な育成が図れる環境づくりを進めます。また、子どもたちが生き生きと、安全・安心に過ごせる居場所や活動機会の確保を図ります。

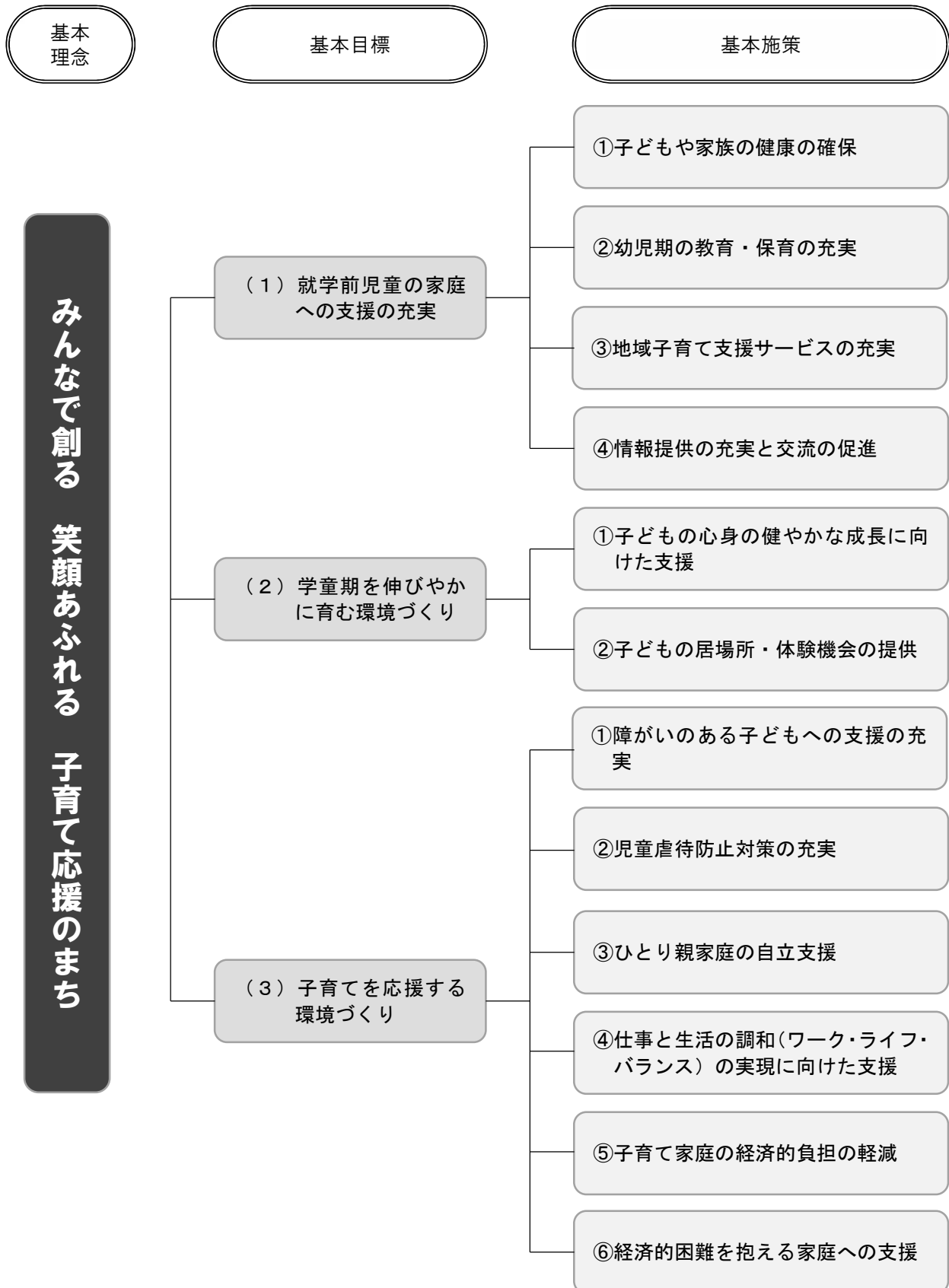
(3) 子育てを応援する環境づくり

子ども一人ひとりが等しく健やかに成長することができるよう、ひとり親家庭や経済的な困難を抱えた家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実に努めるとともに、障がい児など、全ての子どもが身近な地域で安心して生活できるよう、総合的な取組を推進します。

また、子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待については、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め、地域の連携・協力を図ります。

さらに、子育て中の保護者も含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように、働き方の見直しや企業における子育て支援など、仕事と家庭の両立の支援を推進していきます。

3 施策体系



第4章 施策の展開

1 就学前児童の家庭への支援の充実

基本施策1 子どもや家族の健康の確保

<現状と課題>

- 母子保健は、次世代を担う子どもを健やかに育てるための基盤となるものです。胎児の健やかな成長のためには、妊娠・出産・育児期における母体の効果的な健康管理、安定した精神状態の確保が非常に重要です。
- 本市では、子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳交付時に子育て支援に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携しながら、安全な出産と切れ目のない支援に努めています。また、妊婦及び子どもの成長段階に応じた健康診査の充実、子どもの健全な発達についての支援のほか、かかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の普及を図りながら、市内医療機関などと連携を図り、小児医療体制の充実について取り組んでいます。
- アンケート結果によると、子育てに関する悩み・気になることについて、「病気や発育・発達に関すること」が未就学児童で3割以上、就学児童でも2割以上となっています。また、充実して欲しい子育て支援については、「安心して子どもが医療機関に受診できる体制を整備して欲しい」が未就学児童、就学児童ともに2割以上となっています。

<今後の方向性>

- 子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康診査や成長、発達の相談を充実するなど、妊娠前から、妊産婦や子育て中の保護者を切れ目なく見守り支える環境を整備するとともに、身近な健康管理を担うかかりつけ医などについて、さらなる周知啓発及び利用促進を図ります。

<主要事業>

事業名	取組内容	担当課
妊婦健康診査の充実	妊婦の健康管理と異常の早期発見などにより、安心して健やかな妊娠や出産ができるよう 14 回分の妊婦健康診査を公費負担で実施します。既定の利用額を超えて自己負担が生じた場合についても一部助成を実施します。また、多胎妊娠に伴い 14 回分を超えて健診を受けた場合でも、最大 5 回分まで助成を行います。	健康増進課
母親学級の開催	健全な母性と健やかな子どもの育成を図るため、妊娠・分娩・育児について講習を行います。また、育児の悩みや楽しさを共有する場である「ひまわりクラブ*」に参加することで、仲間づくりを進め、孤立化を防ぐとともに、参加者同士の交流を促進します。 今後は、実施内容について検討を行うとともに、子育て世代包括支援センターでの個別勧奨により周知を行い、参加者の増加を図ります。	健康増進課
幼児健康診査の充実	1 歳 6 か月児健診など、各成長段階に合わせた子どもの発育・発達の確認、基本的な生活習慣の習得やむし歯の予防、栄養などに関する相談・助言を行い、子どもの健康の保持増進を図るとともに、必要に応じて専門の医療機関に紹介し、早期治療につなげます。また、育児不安の軽減や虐待につながらないよう適切な支援を行います。未受診者に対しては、受診勧奨を行います。	健康増進課
育児相談の充実	身体計測を実施し、発育・発達状態を確認することで、個別による育児・歯科・栄養などの相談しやすい環境づくりに努めるとともに、待ち時間を活用して母親や子どもたちの交流の場を提供し、保護者の育児不安の軽減を図るなど育児相談の充実に努めます。来所しない保護者に対しては、日程の案内や、地区担当保健師による勧奨を継続して行います。	健康増進課
育児に関する継続支援の実施	幼児健康診査や育児相談後の継続支援として、ことばの相談や心理相談、「たんぼぼ教室」による事業を実施し、適切な助言・指導を行います。今後、心理相談希望者の相談の増える時期（夏休み、就学時など）には、実施回数を拡大していきます。 また、発達支援センターなどの関係機関と連携し、子どもの健康増進を図ります。	健康増進課
歯科健康教育の充実	歯と口腔の健康は、生涯にわたる心身の健康にも影響することから、歯科医師・歯科衛生士の協力により、保育園や小中学校において、歯磨き指導や食育も含めた健康教育・歯科健診を実施し、保護者や子どもが歯と口腔の健康に関心を持てるよう継続した支援に努めます。 また、今後は、依頼に応じて歯科健康教育の実施場所、実施回数などを拡大していきます。	健康増進課
こども健全発達支援会議の開催と情報の共有化	子どもの健全育成及び障がい児療育対策の充実に向け、保健・福祉・教育の現場の職員による支援会議を定期的で開催するとともに、情報の共有を図ります。今後は年 1 回の講演会のほか、事例検討の勉強会などの回数を増やすことを検討します。	健康増進課

事業名	取組内容	担当課
妊娠期、乳幼児期における食育の啓発	<p>母親学級・乳幼児健診・健康教育・栄養相談の場を利用し、妊娠期、乳幼児期に必要な栄養に関する知識や食育に関する情報提供を行い、健全な食生活が実践できるよう相談・支援に努めます。</p> <p>また、子育て世代包括支援センターを活用し、情報提供・相談の場を増やします。</p>	健康増進課
保育園、幼稚園における食育の啓発	<p>保育士、栄養士、歯科衛生士、調理員など多くの職種の連携のもと、保護者のニーズに合わせて、食育に関わる体験、家庭で旬を感じる献立の提供などを行い、園児や家庭に向けて食を営む力の基礎を培えるよう、健康教育の場などを活用して食育の啓発に努めます。</p>	保育課 健康増進課
小児医療体制の周知	<p>かかりつけ医及びかかりつけ歯科医制度の普及を図るとともに、母子健康手帳交付時や乳児相談などの機会に、子どもの急病時の対応や急病診療所の利用などに関するパンフレットを配布し、小児医療体制の周知に努めます。</p>	健康増進課
予防接種の周知と促進	<p>乳幼児を感染症などの疾病から守るため、各種予防接種の周知に努めるとともに、乳幼児や学童の定期予防接種の未接種者への勧奨を継続し、接種率の向上を図ります。</p> <p>また、妊娠を予定・希望している夫婦や女性とそのパートナーに対して、風しんワクチンの接種費用の一部を助成します。</p>	健康増進課
乳幼児発達健康診査の開催	<p>運動神経発達、精神発達などについて専門の医師が診察及び相談を行い、治療に向けた早期対応に努めます。また、利用状況により、今後、他の相談への変更を検討します。</p>	健康増進課
母子訪問指導事業の実施	<p>出産に当たり、リスクのある妊婦や出産後の母子の健康保持を図り、育児不安や悩みに早期に対応するため、訪問が必要な家庭に対し、自宅などへ出向いて育児情報の提供や相談に対応します。訪問を希望されない家庭へは、他の場所での面談などの方法も取り入れて実施します。</p>	健康増進課
医療相談ほっとライン事業の実施	<p>健康や医療、子育てなどの悩みを解消するため、24時間 365 日無料で医師や保健師などが保護者などのさまざまな悩みについて、電話でアドバイスをを行います。また、市の広報紙やホームページなどにより周知を図っていきます。</p>	健康増進課
特定不妊・不育治療費の助成	<p>特定不妊治療及び不育症*の治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。</p>	健康増進課
子育て世代包括支援センターにおける支援の実施	<p>妊娠前から、妊娠、出産、育児に関するさまざまな相談に応じ、母子健康手帳交付時には、保健師、助産師などによる面談を行い、個々に応じた子育て支援プランを作成します。妊娠後期には、電話連絡等を行い、妊婦の不安解消を図るなど、切れ目のない支援を実施します。</p>	健康増進課
産後ケア事業の実施	<p>産後の育児に不安があり、家族などから十分な育児支援が受けられない4か月未満の乳児のいる世帯に助産師が訪問し、授乳などの実技指導や心身のケアを行います。また、令和2年度より、産院に宿泊する宿泊型産後ケア事業を開始します。</p>	健康増進課

基本施策2 幼児期の教育・保育の充実

<現状と課題>

- 平成24(2012)年8月、子どもや子育て環境を取り巻くさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、量の拡充と質の向上の両面から子育て支援を進めてきており、教育・保育も、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもがより豊かに育っていきけるような支援を行っていくことが求められています。
- 本市では、私立幼稚園9園、公立幼稚園1園、私立保育園11園、公立保育園13園、私立認定こども園2園のほか、小規模保育*事業所や事業所内保育*事業所などで、多様な教育や保育が実施されています。このような中、幼稚園では、教育ニーズは高いものの、入園者数は減少が続き、保育園では、低年齢児も含めた入所希望が増加しているため、待機児童の解消には至っていません。
- アンケート結果によると、未就学児童の定期的な教育・保育サービスの利用の有無については、「利用している」が約6割で、5年前よりも高くなっています。また、子育てを主に行っている方については、「主に母親」は5年前よりも低くなっていますが、半数近くを占めており、母親の就労状況については、就労している割合が高くなっていることから、今後も教育・保育への需要が一層高まることを見込まれます。

<今後の方向性>

- 幼児期の教育や保育のニーズに対応できるよう、認定こども園や保育園などの受入れ態勢を整備するほか、地域のニーズに応じて地域型保育事業を促進し、待機児童の解消を図るとともに、利用者がきめ細やかなサービスを自由に選択できる供給体制の確保に努めます。また、職員研修の充実などにより、教育・保育の質の向上に努めます。

<主要事業>

事業名	取組内容	担当課
公立幼稚園の管理運営の充実	幼児教育のニーズを踏まえ、幼稚園教諭の配置、施設整備など公立幼稚園の管理運営の充実を図るとともに、施設設備の改修を行います。	保育課
公立保育園の管理運営の充実	市民の利用ニーズを十分に踏まえながら、園児の計画的な受入れ、保育士などの配置、施設整備など公立保育園の管理運営の充実を図るとともに、老朽化している保育園の整備に併せて、適切な定員の設定、職員の確保を行います。	保育課
認定こども園の促進	就学前の子どもの教育と保育を一体的に行う認定こども園の整備を、教育・保育ニーズに応じて進めます。	保育課
地域型保育事業の促進	子ども・子育て支援新制度において、市の認可事業として位置づけられた小規模保育事業などを地域のニーズに応じて進めます。	子育て支援課
私立幼稚園への支援	私立幼稚園の運営を支援し、幼稚園教育の環境整備及びその振興に寄与するため、私立幼稚園への補助を行います。	保育課
私立保育園等への支援	私立保育園等の運営を支援し、児童の健全な発育及び福祉の増進を図るため、児童の処遇向上、保育士の処遇改善に要する経費等に係る補助を行います。	保育課
乳児・低年齢児受入れ枠の拡充	既存保育園の乳児・低年齢児保育の拡大など、保育受入れ枠の拡充を図るとともに、老朽化している保育園の整備に併せて、適切な定員の設定を行います。	保育課
職員研修の充実	保育に関わる職員一人ひとりが、保育サービスの向上に向けて知識や技術の習得ができるよう、各種研修へ積極的に参加させるとともに公開保育や園内研修を行い、保育の質の向上に努めます。 また、園内研修を計画的に実施し、参加回数の増加や研修方法を工夫し、保育サービスの向上に向けた研修内容の充実を図ります。	保育課
保育を担う人材の確保	保育を担う人材を確保するため、潜在保育士*の保育現場への就業を支援します。また、保育従事者などを育成するため、子育て支援員研修を実施し、公立保育園での支援員確保にもつなげます。	子育て支援課 保育課
苦情解決体制の充実	教育・保育に伴う利用者からの苦情の解決のため、保育園などにおける苦情解決体制の充実と苦情窓口の周知を図ります。	保育課
事業所内保育施設の設置促進	商工業団体などの関係機関との連携のもと、子育てと仕事の両立を図るため、地域型や企業主導型などの事業所内保育施設の設置についての啓発及び情報提供を行います。	子育て支援課 商工課

基本施策3 地域子育て支援サービスの充実

<現状と課題>

- 「子ども・子育て支援新制度」が掲げる目的の一つに、「地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」が挙げられています。これは、教育・保育施設を利用する子どものいる家庭だけでなく、在宅で子育て中の家庭も含めた全ての家庭や子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を行うもので、必要なときに、必要なサービスを自ら選択し、適正な負担で、安心して利用できるようにしていこうとするものです。
- 本市では、子育て支援サービスとして、子ども館などの地域子育て支援センターでの子育てに関する相談、親子や保護者同士、子ども同士の交流の場の提供、地域住民の子育て相互援助組織である「ファミリー・サポート・センター」への支援などを行っています。また、子どもが病気や病気の回復期に、保護者が就労などにより家庭での保育が困難な場合に、病院などで保育を行う「病児・病後児保育事業」などの、一時的に支援が必要な場合のサービスも実施しています。実施するサービスには、利用者の視点に立ったきめ細かなサービスや容易に利用できるサービスが求められています。
- アンケート結果によると、未就学児童の病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、利用意向があるのは4割弱であり、5年前とほぼ同程度となっています。また、充実して欲しい子育て支援について、未就学児童では、「専業主婦など、誰でも気軽に利用できる保育サービスが欲しい」が3割以上となっています。

<今後の方向性>

- 全ての子育て家庭の支援のため、必要とされるサービスの把握に努め、多様な子育て支援サービスを充実させるとともに、周知や啓発を積極的に行い、サービスを必要としている人の利用に結びつくよう、利用促進を図ります。

<主要事業>

事業名	取組内容	担当課
地域子育て支援センターの充実	子育て家庭に対し、なかよしひろばや子ども館など、地域子育て支援センターの利用促進に向けて、広報紙や子育て支援のポータルサイトである「なりた子育て応援サイト」などを活用した周知を行います。また、長沼保育園・大栄保育園・公津の杜保育園及び宗吾保育園で、継続した活動を行うとともに、保育園に併設した地域子育て支援センターとしての特徴を生かし、各事業の充実を図ります。	子育て支援課 保育課
子ども館の機能向上	子育て支援の拠点施設として、それぞれの年代にあった活動を支援しながら、民間事業者のノウハウを活用し機能の向上を図ります。	子育て支援課
保育園での一時保育の充実	短時間の就労や臨時的な用務などの一時的な保育需要に対応するため、保育園における事業の充実を図ります。	保育課
幼稚園での一時預かりの充実	保護者の就労などに対応するため、夏休みなどの長期休業日や保育終了後の預かりを実施し、子育て支援の充実を図ります。	保育課
延長・休日保育の実施	就労状況の多様化などに対応するため、各地域の実情に合わせた保育時間の延長及び休日保育事業を実施します。	保育課
指導員の資質の向上	子どもの心身の健全な育成を図り、遊びを指導できるよう、ふれあいひろばなどの指導員の養成や資質及び専門性の向上に向けて、指導員などの情報交換会や研修機会の充実に努めます。 また、なかよしひろば間の連絡会議を開催し、関係機関も含めた、施設間の情報共有や連携強化を図っていきます。	子育て支援課
病児・病後児保育事業の実施	病児・病後児保育施設間の連携による利便性の向上に取り組みとともに、地域の保育園などに利用状況などの情報提供を行います。また、保育園などに入園した保護者に対して、事業の利用の周知を図ります。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	相互援助活動事業であるファミリー・サポート・センター事業について、保育園などの利用者に対して周知を行い、会員数の拡大を図るとともに、利用ニーズと提供ニーズのコーディネート充実させ、利用拡大に努めます。	子育て支援課
短期支援（ショートステイ）事業の実施	保護者の病気、出産などの理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う養育・保護を児童福祉施設への委託により実施します。	子育て支援課
養育支援訪問事業の実施	関係機関と連携しながら要保護・支援世帯の状況を把握し、養育支援が特に必要な家庭に対して、ヘルパーや保育士などが家庭を訪問し、家事や育児に関する相談・支援を行います。	子育て支援課 健康増進課
どならない子育て練習法講座の充実	子育てをしている保護者が、どならず子どもを育てる「どならない子育て練習法講座」を受講することにより、親子関係の改善を図り、虐待の防止に努めていきます。	子育て支援課

基本施策4 情報提供の充実と交流の促進

<現状と課題>

- 核家族化の進行や地域交流が希薄になることより、子育てに関する知識や情報などが、伝わりにくくなっている傾向がみられます。一方で、インターネットなどのメディアが普及・浸透したことで、子育てについてもさまざまな情報があふれており、その中から必要としている適切な情報を取捨選択することが難しくなっています。本市では、子育てガイドブック、子育て支援のポータルサイトである「なりた子育て応援サイト」や市のホームページ、広報紙を通じ、よりわかりやすく身近な情報の提供を図っております。
- 本市では、地域子育て支援拠点のなかよしひろば、保育園での園開放などのさまざまな機会を活用し、親子の交流や学習、相談支援の場を確保しています。また、子育て中の親子と地域の人たちが参加・交流できる遊びの広場などの事業も展開しているものの、参加者が限られつつある、などの課題があります。
- アンケート結果によると、子育てに関する悩み・気になることについて、「子育てに関して話し相手や相談相手、子育てを手伝ってくれる人がいないこと」は、未就学児童、就学児童ともに1割に満たないものの、未就学児童では5年前と同程度となっています。また、充実して欲しい子育て支援について、「子育てに困った時に、相談したり、情報が得られる場をつくって欲しい」は就学児童では約1割ですが、未就学児童では2割以上となっています。

<今後の方向性>

- 子育てに関して必要な情報や求められる相談支援は、子どもの成長段階や一人ひとりの個性に応じて内容が異なります。そのため、子どもはもとより、保護者同士が互いに交流し情報共有などができる場を提供しながら、必要な人に必要な情報が届くよう、多様な媒体を活用しながら、効果的な情報発信を図ります。また、保護者が相談しやすい環境づくりと質の向上を図り、関係機関との連携強化をさらに進めます。

<主要事業>

事業名	取組内容	担当課
相談と訪問指導の充実	育児に関する疑問や悩み、予防接種などの問合せに対し、保健師・看護師・歯科衛生士・栄養士・言語聴覚士が、電話や面接・訪問を行い相談体制の充実を図ります。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の充実	育児不安の多い新生児期から4か月頃までの間に、助産師・保健師が医療機関などと連携をとりながら家庭訪問を行い、母子の健康状態を把握するとともに、育児情報の提供や相談に応じます。また、育児不安や疾患などを抱える産婦、新生児に早期に関わるよう、子育て世代包括支援センターでの事業周知を図ります。	健康増進課
訪問後のフォロー体制の充実	訪問後の結果について、医療、福祉などの情報共有、支援会議を行うことで連携を図り、相談者の状況に合わせて、必要な支援を行います。	健康増進課
保育園の園開放の充実	保護者のニーズに合わせた内容とするなど、各保育園の特色を生かしながら、子育て中の保護者の情報交換の場・子育て相談の場として開放し、保育園の機能を生かした子育て支援の充実を図ります。	保育課
地域による子育て支援の充実	地区保健推進員*による遊びの広場など、子育て中の親子と地域の人たちが参加・交流できる場を提供し、子育て中に孤立しないよう仲間づくりを進めるなどの子育て支援を図ります。	健康増進課
情報提供の推進（インターネットの活用）	広報紙などにより積極的に子育てに関わる幅広い情報提供を図ります。幼稚園情報についても私立幼稚園と連携した情報提供を行います。 また、本市の子育て支援のポータルサイトである「なりた子育て応援サイト」や、市民がボランティアで編集員として取材・発信する「なり☆すく」において、子育て関連情報の配信を行うとともに、一層の認知度向上を図ります。	子育て支援課 保育課
情報・学習機会の提供	母子健康手帳交付時や母親学級などの事業を通して、子育てに関する情報提供を行うとともに、初妊婦の方には個別通知を行い、機会の提供に努めます。	健康増進課
子育て情報窓口の充実	子育て支援に関する情報を提供できるよう、子育て支援に資するポスターなどの掲示及びパンフレットの配布などにより、地域子育て支援センターの情報窓口を充実させます。	子育て支援課 保育課
家庭教育に関する学習機会の充実	親自身が家庭における役割や責任を自覚し、親としての必要な資質を身に付けられるよう、子どもの発達段階に応じた親のあり方や望ましいしつけの方法などについて学ぶことを目的に、保育園、幼稚園、学校、PTAとの連携を深めながら、「家庭教育学級」や「子育て学習講座」の充実を図ります。また、そうした機会を活用し、親同士の交流、ネットワークづくりを支援します。 さらに、小規模校での、子育て講座などと他の講座の合同開催や交流開催の計画に対して、内容の充実が図られるよう、助言・支援を行います。	生涯学習課

事業名	取組内容	担当課
保育利用支援員の配置（コンシェルジュ）	保育課窓口には保育利用支援員を配置し、子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業の利用に当たっての情報集約や情報提供、相談などを行うことにより、利用者支援の充実を図ります。	保育課

2 学童期を伸びやかに育む環境づくり

基本施策1 子どもの心身の健やかな成長に向けた支援

<現状と課題>

- 近年、社会環境や家庭環境の変化などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、複雑さを増しており、不登校やいじめ、子どもが巻き込まれる事件の増大など、学童期における心身の自立と健康に関わる問題が顕在化しています。
- 本市では、家庭児童相談室*や教育相談室*などにおいて、電話や面接による相談を行うとともに、学校における相談活動及び学校と連携した教育支援センターの支援の充実に努め、必要に応じて関係機関が連携しながら、子どもたちの心身の健康づくりに向けた環境整備を進めてきました。
- アンケート結果によると、子育てに関する悩みや気になることについて、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」は、未就学児童では2割ほどですが、就学児童では4割を超えています。

<今後の方向性>

- 教育や福祉、保健をはじめとする関係機関がそれぞれの専門性を生かしながら、連携を強化し、子どもやその家族が悩みや困難を抱え、孤立してしまうことのないよう、個々の状況や発達段階に応じた、切れ目のない継続的かつきめ細やかな支援の充実に努めます。

<主要事業>

事業名	取組内容	担当課
各種関係機関との連携によるこころのケアに関する相談・支援	学校における相談活動や教育支援センターの支援充実に努めます。また、広く市民を対象としたこころの悩みについて専門医師・カウンセラーによる個別相談を行い、問題解決に向け助言を行います。 さらに、必要に応じて関係機関と連携しながら、不登校の子どもへの支援を行うとともに、今後は支援体制の強化を図ります。	健康増進課 教育指導課
幼稚園・保育園・小学校の連携	幼児教育・保育から小学校教育への円滑な移行のため、幼稚園や保育園と小学校の連携・交流の機会を充実させるとともに、医療的ケアが必要な児童の受入れが円滑に進むよう、情報提供などを行います。	保育課
教育相談の充実	教育相談室における教育相談や家庭児童相談室の相談員と情報共有などの連携を図り、家庭教育に関する相談・支援体制の充実に努めます。	生涯学習課

基本施策2 子どもの居場所・体験機会の提供

<現状と課題>

- 子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもたちは、さまざまな支援やサービスによって守られる側面もある一方で、受け身がちとなり、主体性やコミュニケーション能力の低下などの問題が指摘されるケースも見受けられます。また、子どもの外遊びの減少や地域のつながりが希薄化する中で、地域の身近な大人や友達などのさまざまな人と関わる機会が少ないまま、成長し大人になるケースも増えています。
- 本市では、子ども館や放課後子ども教室*など、放課後に子どもたちが安全かつ安心して過ごし、活動や交流ができる居場所を提供しています。また、就学後の児童が放課後あるいは夏休みなどの学校休業日に過ごす居場所として、児童ホームを22か所（34施設）開設しています。
- アンケート結果によると、充実して欲しい子育て支援について、就学児童では「身近な場所に子どもが安心して過ごせる居場所を整備して欲しい」は5割を超えており、「子育てにかかる費用負担を軽減して欲しい」に次いで高くなっています。

<今後の方向性>

- 子どもたちが地域の大人や友達などに関わり合いながら、さまざまな体験活動などを通して、自己の形成が図られるよう、家庭や学校以外の場として、地域で安全・安心に過ごせる場所や機会を提供します。また、子どもがさまざまな世代とふれあい、交流できる場や機会をつくれます。

<主要事業>

事業名	取組内容	担当課
子どもの居場所づくり	子ども館 1 階の「ふれあいひろば」を小・中高校生が気軽に集い、交流できる居場所として活用するとともに、既存施設を活用した新たな子どもの居場所の整備の検討を行います。また、市内の小学生を対象とした「成田わくわくひろば」や「放課後子ども教室」を開催し、子どもたちのさまざまな体験活動や遊び、学習活動を通して、交流や子どもの居場所となる場を提供するとともに、各事業の支援などを継続します。	子育て支援課 生涯学習課
ふれあい・交流を通じた若い世代の意識づくり	乳幼児とのふれあいや就学前児童から高校生までの子どもの交流を目的とした児童ふれあい交流事業を推進し、子どもと多世代が一緒に参加するイベントを開催することで、乳幼児とふれあう機会や異年齢の子どもの交流確保に努めます。	子育て支援課
児童ホームの整備	既存児童ホームの利用児童数の増加に伴う定員枠の拡大を図るほか、待機児童が継続的に生じる児童ホームにおいては、施設の増設などにより、児童が安心して過ごせる生活の場の確保に向けた整備を推進するなど、状況に応じた整備を進めます。	保育課
支援員などの確保と資質の向上	情報交換会や研修機会の充実に努めるとともに、児童ホーム支援員への指導や、特別な支援を要する児童の対応などの指導を行うための巡回指導員を配置し、児童ホーム支援員及び補助員の養成や資質の向上を図ります。	保育課
子どもの体験学習・交流事業の充実	「こども体験学習セミナー」など、さまざまな体験学習の機会の充実に努め、子どもたちの体験活動や異年齢の人たちとの交流を促進します。	公民館
青少年健全育成・体験学習環境の整備	次世代を担う青少年のゆたかな「こころ」とたくましい「からだ」を育むため、青少年育成団体の活動に助成・支援を行うことにより、地域における青少年活動の活発化、さまざまな人々との交流、体験学習活動の環境整備を進めます。	生涯学習課

3 子育てを応援する環境づくり

基本施策1 障がいのある子どもへの支援の充実

<現状と課題>

- 国は平成28(2016)年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」を改正し、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設や、保育所等訪問支援の支援対象の拡大など、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を図り、障がい児支援の強化を進めてきました。こうした状況の中で、障がいのある子どもが地域で安心して学び、自らの可能性を引き出し、社会的に自立していくために、障がいのある子どもやその家庭を支援する体制を充実させていくことが求められています。
- 本市では、障がいの有無に関わらず、地域で共に育っていけるよう、保育園や幼稚園のバリアフリー化の推進や職員の適切な配置により、障がい児の受入れ体制の充実を図っています。また、教育や福祉で支援が必要となる児童を対象に、生涯を通じて一貫した適切な支援を受けられるよう、ライフサポートファイル*を導入し、利用促進を図っています。
- アンケート結果によると、子育てに関する悩み・気になることについて、未就学児童では「病気や発育・発達に関すること」が3割を超えており、「食事や栄養に関すること」に次いで高くなっています。

<今後の方向性>

- 障がいの有無に関わらず、一人ひとりの個性が尊重される中で、共に地域社会で生活していけるよう、理解の促進を図るとともに、関係機関などと連携しながら支援や取組を行います。また、障がい児施策と緊密に連携しながら、個々が必要とする支援の充実に努めます。

<主要事業>

事業名	取組内容	担当課
早期療育体制の充実	各種乳幼児健康診査や相談などで発達の遅れや経過観察などが必要と認められた乳幼児に対して、療育相談や指導など早期療育体制の充実に努めるとともに、日常生活を送るための療育支援の充実に図ります。 また、保健師を地区分担制にして、継続的に必要な支援を行っていくとともに、他機関と連携して支援を行っていきます。	障がい者福祉課 健康増進課
障がい児への教育・保育の充実	保育園などで、施設のバリアフリー化を推進するとともに、障がい児保育に必要な職員の確保と適切な配置など、受入れ体制の充実に図ります。また、職員への研修を通じ、障がいや障がい児に対する理解の促進を図ります。さらに、関係各課で連携し、一人ひとりに合わせた適切な支援が行える体制を構築します。	保育課
障がい児通所事業の充実	児童発達支援施設*であるこども発達支援センターの療育内容の充実に図り、さまざまな利用者のニーズに合わせた支援を行えるように努めます。	障がい者福祉課
小中学校における就学相談の充実	小・中学校においては、関係機関との連携により就学相談を充実させ、通常学級で支援の必要な児童生徒については、巡回指導員による学校参観や発達検査を実施し、学校と連携しながら、それぞれの障がいの状況に応じた教育支援に努めます。	教育指導課
在宅福祉サービスの充実	障がい児の介護者の支援を図るため、相談支援体制を充実させるとともに、障がい福祉サービスや通所支援事業の利用促進に努め、障がい児の療育や指導により、保護者の負担軽減を図っていきます。	障がい者福祉課
ライフサポートファイルの利用促進	生涯を通じ、一人ひとりに適した一貫した支援を提供することができるよう、生活状況や支援内容を記録することができるライフサポートファイルの周知を行い、障がい者相談センターなどで配布し、利用促進を図ります。	障がい者福祉課
自立支援医療費（育成医療）の助成	身体障がい者（18歳未満）で、比較的短期間の治療（手術など）で障がい改善されるものの治療費の一部を公費負担します。	障がい者福祉課
居宅訪問型保育*事業の実施	集団保育が困難な児童を対象に、保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者*による保育を行う居宅訪問型保育について、検討を行います。	子育て支援課

基本施策 2 児童虐待防止対策の充実

<現状と課題>

- 近年、核家族化の進行や、地域コミュニティの基礎となる近隣関係が希薄になることにより、子育て家庭の孤立化が進み、親の子育てに対する不安感や負担感が増大する中、児童相談所での児童虐待相談対応件数は、全国的に増加しています。虐待は、子どもの心身の発達と人格形成に重大な影響を与えるとともに、世代間で虐待の連鎖を引き起こすおそれがあるなど、将来の世代の育成にも影響を及ぼすことが考えられます。国は平成 12（2000）年に「児童虐待の防止等に関する法律」を制定したのち、法改正を重ね、平成 31（2019）年の法改正では、児童の「しつけ」について体罰禁止を明記するなどの法制度を整え、自治体や関係機関などでも児童虐待防止の体制整備は進み、社会的問題意識も高まってきています。しかし、重大な事件は後を絶たず、児童虐待防止対策は、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。
- 本市では、児童虐待の予防、早期発見・早期対応を図るため、啓発・相談活動や家庭児童相談員の活動と合わせ、関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による支援体制の強化を進めています。こうした中、家庭児童相談室に寄せられる相談件数は増加傾向となっており、このうち新規の児童虐待に関する相談は増加が続いており、平成 30（2018）年度は年間 301 件となっています。
- アンケート結果によると、子育てに関する不安感や負担感について、「非常に不安や負担を感じる」は未就学児童、就学児童ともに 1 割弱となっています。また、子育てに関する悩みや気になることについて、未就学児童では「子どもとの接し方や育児に自信が持てないこと」が 2 割弱、「子どもに手を上げたり、叱り過ぎたり、世話をしなかつたりしてしまうこと」も約 1 割みられ、5 年前とほぼ同程度となっています。

<今後の方向性>

- 児童虐待の防止に向け、子どもの安心安全を最優先とし、児童虐待防止の啓発や相談・通報先などの周知、相談などを通じた発生予防、早期発見・早期対応を図るとともに、子育て世代包括支援センターや、国が令和 4（2022）年までに全市区町村での設置を進めている子ども家庭総合支援拠点*の設置により、児童虐待の予防から虐待を受けた子どもの保護に至るまで切れ目のない支援体制のさらなる強化に努めます。

<主要事業>

事業名	取組内容	担当課
児童虐待防止に関する啓発・相談活動の推進	「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、虐待の予防と早期発見・早期対応に努めます。さらに、関係機関の職員を対象とした講演会を実施するなど、児童虐待防止についての意識の啓発や相談員の資質の向上を図ります。また、児童虐待防止月間に合わせた児童虐待防止の啓発、相談や通報が行えることも110番や、児童相談所全国共通ダイヤル189の周知に努めます。このほか、医療機関、児童相談所などと連携し、早期対応に努めます。	子育て支援課
相談体制の充実	虐待の発生予防や早期発見に向けて、育児相談や幼児健康診査などにおいて、さまざまな職種の視点で確認し、関係機関での情報共有を図ります。また、幼児健診の受診率向上を図るため、周知に努めます。さらに、心理相談や育児支援教室の活動を通して、育児や子どもとの関係に不安を抱いている親のために、関わり方を助言するとともに、希望時には早期に対応できるよう、相談体制の強化を図ります。	健康増進課
子どもを守る地域ネットワークの充実	児童虐待の予防、早期発見・早期対応を図るため、家庭児童相談員の活動と併せ、関係機関による要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、子どもを守る地域ネットワークのさらなる充実を図ります。	子育て支援課

基本施策3 ひとり親家庭の自立支援

<現状と課題>

○ひとり親家庭を取り巻く環境は、不安定な雇用状況や仕事と子育ての両立の難しさなど、依然として厳しい状況にあります。ひとり親家庭では、子育てと生活の維持を母又は父がひとりで担うことになり、経済面や生活面だけでなく、心理面などにも影響が及び、精神的、肉体的な負担の大きい親が多く、さまざまな困難に直面する家庭も多いものと考えられます。このため、生まれ育つ環境に左右されず、全ての子どもに最善の利益を確保するという観点からも、ひとり親家庭が社会的、経済的に自立した安定した生活を営み、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、支援していくことが重要となります。

○国勢調査の結果によると、本市の6歳未満の子どもがいる世帯において、ひとり親と子どもからなる世帯数は増加傾向となっています。ひとり親家庭への支援としては、民生委員・児童委員、主任児童委員*、母子・父子自立支援員などが連携し、相談対応や情報提供を行っているほか、就労や就学・就園、子育てに対しても必要な支援を提供し、自立の促進に努めています。

<今後の方向性>

○県や関係機関などとの連携のもと、各種相談、生活・就労支援、経済的支援などのひとり親家庭に対する支援事業を実施し、ひとり親家庭の安定と自立を支援していきます。

<主要事業>

事業名	取組内容	担当課
相談体制の充実	民生委員・児童委員、主任児童委員、母子・父子自立支援員などによる生活相談や就労相談など、関係機関との連携により相談体制を充実させ、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。	子育て支援課
生活支援の充実	一時的に子育てが困難となったひとり親家庭や、子どもを家庭で養育できない場合などに対応するため、母子生活支援施設などの情報提供を行い、自立に向けた生活支援を行います。	子育て支援課
就労支援の充実	県や関係機関などと連携して、職業訓練や技能習得の支援を行う就労相談や情報提供を行います。また、就職に向けて役立つ技能を身に付けるために、ひとり親が一定期間以上就学する場合や、教育訓練講座を受講した場合などに、給付金を支給します。	子育て支援課
経済的支援の充実	児童扶養手当の支給、母子・父子家庭等医療費の助成、遺児等手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を活用し、ひとり親家庭の安定と自立に向けて経済的支援を図ります。	子育て支援課

基本施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた支援

<現状と課題>

- 近年は、社会経済情勢や就業構造の変化、女性の労働意欲の高まりなどを背景に、女性の社会進出が進み、夫婦共働き世帯が増加していますが、子育ては女性の仕事とする、性別で役割を分担する固定的な意識も残っています。これは、母親には肉体的、精神的負担が大きくなり、父親には子育ての喜びや楽しさを体験する貴重な機会が損なわれるということにもなり、子育てを夫婦で協力して行えるよう、家庭や社会環境を整えていくことが重要となっています。
- 父親が子育てに関われない要因として、労働時間の長時間化や職場の理解不足などが挙げられています。本市では、子育て分野における男女共同参画を推進するため、企業や事業所への「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けて周知・啓発を進め、男性への育児体験や学習機会の場の提供に取り組んでいます。
- アンケート結果によると、子育てを主に行っている人について、「主に母親」は5年前よりも低くなったものの、半数近くを占めています。また、充実して欲しい子育て支援について、未就学児童では「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に職場環境改善を働きかけて欲しい」が3割となっており、5年前よりも高くなっています。

<今後の方向性>

- 全ての市民が、ゆとりを持って子育てに向き合い、働き続けていくことができるよう、仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できる職場環境づくりに向けて労働者・雇用者双方への周知・啓発を進めるとともに、男性の育児への参加を促進し、男女が共に子育てができる支援を推進します。

<主要事業>

事業名	取組内容	担当課
男性が参加する子育ての促進	育児についての学習や体験の機会を増やすため、パパママクラスや健診などへ男性の参加を促進するとともに、積極的な情報提供を行います。	健康増進課
子育てしやすい職場環境づくりの促進	男女が共に協力して子育てをする環境づくりを進めるとともに、男性も女性も育児休業などが取得しやすい職場環境づくりに向けた周知・啓発を行います。	商工課
育児休業制度*などの普及啓発と利用促進	育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など、子育てしやすい職場環境に向け、商工団体や経営者に対して理解と協力を求めるとともに、制度の趣旨や内容についての情報提供、普及啓発活動に努めます。また、事業者による一般事業主行動計画*の策定と計画の推進を支援します。	商工課
出産・子育て中の再就職支援の充実	国や県、関係団体と連携して、子ども連れでも利用しやすい環境で、就職に関するセミナーや就職情報を提供するなど、子育て中の方の再就職を支援するとともに、女性の就業条件の向上と雇用期間の拡大を図ります。	商工課
事業所内保育施設の設置促進（再掲）	商工業団体などの関係機関との連携のもと、子育てと仕事の両立を図るため、地域型や企業主導型などの事業所内保育施設の設置についての啓発及び情報提供を行います。	子育て支援課 商工課

基本施策5 子育て家庭の経済的負担の軽減

<現状と課題>

- 近年、非正規雇用の増加など、雇用が不安定化している中で、子育て家庭では、養育費や教育費などの家計に占める割合が高く、子育てに関する経済的負担が大きくなっています。安心して子どもを産み、子育てができるよう、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援の充実が必要です。
- 本市では、子育て家庭に対する経済支援として児童手当、子ども医療費助成などを行っています。
- アンケート結果によると、子育てに関する悩み・気になることについて、未就学児童では「子育てにかかる出費がかさむこと」が約3割、就学児童では「子どもの教育資金に関すること」が5割を超え、最も高くなっています。また、充実して欲しい子育て支援について、未就学児童では「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」、就学児童では「子育てにかかる費用負担を軽減して欲しい」がいずれも約6割となっています。

<今後の方向性>

- 子ども一人ひとりが、生まれ育つ環境に左右されることなく、安心して健やかに育まれるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、今後も各種制度の周知に努めるとともに、国や県の動向をみながら、子どもと家庭の状況に応じた経済的支援を実施します。

<主要事業>

事業名	取組内容	担当課
子ども医療費の助成	乳児から中学生までを対象に通院・入院・調剤の医療費助成を実施するとともに、今後も制度の周知に努めます。	子育て支援課
児童手当の支給	児童手当を支給し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を図るとともに、今後も制度の周知に努めます。	子育て支援課
未熟児養育医療費の助成	養育のため指定養育医療機関に入院する未熟児の医療の全部又は一部を助成します。	健康増進課

基本施策6 経済的困難を抱える家庭への支援

<現状と課題>

- 近年、国民生活基礎調査における「子どもの貧困率」(17歳以下)は上昇が続き、平成25(2013)年調査では16.3%となりました。こうした状況の中、国では、平成26(2014)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。この大綱では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、世代を超えて連鎖することのないように、必要な環境を整備するとともに、教育機会の均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。平成28(2016)年調査の「子どもの貧困率」(17歳以下)は13.9%と、平成25(2013)年調査よりも低下しているものの、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、今後も子どもの貧困対策を総合的に推進していく必要があります。
- 本市の生活保護の状況は、近年は減少傾向となっており、平成28(2016)年度末で、1221世帯、1,314人、平成29(2017)年度末で、995世帯、1,261人、平成30(2018)年度末では、944世帯、1,160人となっています。本市では、こうした生活に困窮している家庭や経済的に不安定なひとり親家庭などに対して、経済的な支援や就労相談・支援を行うことで自立に向けた支援を行っています。
- 本市では、ひとり親家庭などへの経済支援として児童扶養手当などの支給及び、母子・父子家庭などへの医療費の助成などを行っています。

<今後の方向性>

- 貧困の連鎖を食い止め、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持ちながら育つことのできるよう、庁内においてネットワーク会議を開催し、関係機関が連携しながら支援を行います。

<主要事業>

事業名	取組内容	担当課
生活困窮者の自立支援	生活に困窮している方の自立を支援するため、包括的な相談支援を行う窓口として「暮らしサポート成田」を設置し、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施します。	社会福祉課
学習支援事業	生活に困窮する世帯の中学生を対象に、高校進学を支援するため、学生ボランティアなどの協力のもと学習支援を行います。	社会福祉課
ひとり親家庭などに対する自立に向けた相談の実施	就業による自立を支援していくため母子・父子自立支援員を設置し、就業相談・情報提供などを実施します。	子育て支援課
児童扶養手当などの支給	収入を補完するための手当の支給による支援を実施します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭などにかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成します。	子育て支援課
児童生徒の就学援助	経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行います。また、遠距離通学児童生徒の通学費や修学旅行経費の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 また、必要に応じて制度などの見直しを適切に行います。	学務課 教育指導課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給	高等学校卒業程度認定試験*に合格するための講座を受講する場合、受講修了時に給付金を支給する。合格した場合は合格時給付金を支給します。	子育て支援課
交通遺児、母子家庭等就学資金の貸付け	交通遺児、母子・父子家庭などで高等学校の生徒を扶養する養育者に、修学資金及び入学一時金の貸付けを行います。	子育て支援課

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 提供区域の設定

本計画では、平成30（2018）年11月に実施したアンケートの結果をもとに、国の基本指針に沿って5年の計画期間（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度）における、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を設定し、これを踏まえた上で、事業の需要量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

また、国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」という。）」を定めることとなっています。提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、児童人口の推計や市の教育・保育の現状分析、アンケートから算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件などを総合的に勘案した結果、地区の状況を踏まえた整備などを行うよう十分に配慮するものの、事業者の新規参入を妨げず、利用者のサービス利用の際の選択肢を拡大する、居住エリア以外の施設・サービスの利用を希望する際のニーズを吸収するなどの観点から、市域全域をひとつの提供区域として設定することとします。

なお、市域全域をひとつの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化などを見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

2 教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

全ての子どもに良質な保育環境を保障するため、地域のニーズを的確に捉えながら、保育や幼児教育の量的・質的充実を図るとともに、地域に根ざした多様な子育て支援事業を提供することにより、保護者が子育てに対して不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができ、子どもが大切にされ健やかに成長できるよう支援していきます。

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず、乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う施設であることから、利用者のニーズ、施設・設備などの状況、設置者の意向を踏まえて、普及・促進を図ります。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴って、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行うとともに、必要に応じて、給付方法や事務手続の見直しを行います。

また、給付の対象施設である特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、市町村は都道府県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請できることから、千葉県との連携や情報共有を図りながら、適正に取り組んでいきます。

4 教育・保育

(1) 1号認定：3歳以上で教育を希望（認定こども園及び幼稚園）

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,887	1,700	1,622	1,552	1,522	1,502
②確保方策	2,844	2,844	2,844	2,729	2,729	2,614
②-①	957	1,144	1,222	1,177	1,207	1,112
確保方策の内容	・ 幼稚園の認定こども園への移行による受入減（230人）を見込みます。					

(2) 2号認定：3歳以上で保育を希望（認定こども園及び保育園）

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
①量の見込み	1,492	1,575	1,529	1,487	1,484	1,492						
②確保方策	1,778	1,892	1,892	1,955	1,931	1,994						
②-①	286	317	363	468	447	502						
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立保育園の新設及び幼稚園の認定こども園への移行により定員増を図ります。 ・ 令和5年度に公立保育園1園を小規模保育事業所へ移行します。 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1) 私立保育園</td> <td style="text-align: right;">111人増</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2) 幼稚園の認定こども園への移行</td> <td style="text-align: right;">126人増</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3) 公立保育園の小規模保育事業所への移行</td> <td style="text-align: right;">24人減</td> </tr> </table> 						1) 私立保育園	111人増	2) 幼稚園の認定こども園への移行	126人増	3) 公立保育園の小規模保育事業所への移行	24人減
1) 私立保育園	111人増											
2) 幼稚園の認定こども園への移行	126人増											
3) 公立保育園の小規模保育事業所への移行	24人減											

(3) 3号認定：満3歳未満で保育を希望（認定こども園・保育園・地域型保育事業）

単位：人

0歳		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		298	330	325	329	336	343
②確保 方策	認定こども園・認可保育園	259	275	275	284	284	293
	地域型保育事業所	34	39	42	45	51	51
②-①		▲5	▲16	▲8	0	▲1	1
1・2歳		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,002	1,003	1,032	1,062	1,098	1,141
②確保 方策	認定こども園・認可保育園	818	907	907	937	921	951
	地域型保育事業所	136	156	172	188	220	220
②-①		▲48	60	47	63	43	30
確保方策の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立保育園の新設及び幼稚園の認定こども園への移行により定員増を図ります。 ・ 0から2歳までの保育需要に対して、令和2年度から令和4年度にかけて小規模保育事業所を1園ずつ公募するとともに、企業主導型保育施設*から小規模保育事業所への移行により定員増を図ります。 ・ 令和5年度に公立保育園1園を小規模保育事業所へ移行します。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 保育園及び認定こども園 <ul style="list-style-type: none"> ア) 私立保育園の新設 (3園) 84人増 イ) 幼稚園の認定こども園への移行 (2園) 78人増 ウ) 小規模保育事業所への移行 (1園) 16人減 <li style="text-align: right;">計 146人増 2) 小規模保育事業所 <ul style="list-style-type: none"> ア) 企業主導型保育施設からの移行 (1園) 19人増 イ) 公募による新設 (3園) 57人増 ウ) 公立保育園からの移行 19人増 <li style="text-align: right;">計 95人増 					

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業

この事業は、保育園などにおいて保育認定時間を超えて保育を行う事業です。

単位：人

	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	975	1,154	1,135	1,118	1,119	1,126
②確保方策	975	1,154	1,135	1,118	1,119	1,126
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 認可保育園では、通常の 8 時間保育の前後に時間外保育を実施し、さらに開所 11 時間以降の延長保育も実施しています。・ 延長保育利用希望者に対しては、柔軟な受入れ態勢が整っており、必要性に応じ利用可能となっています。					

(2) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校施設などを利用し児童ホームを設置することにより、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室との一体型の整備を計画的に進めます。

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,592	1,725	1,730	1,700	1,678	1,637
1年生	464	490	474	453	451	434
2年生	413	462	490	474	453	451
3年生	313	358	347	365	354	339
4年生	240	239	245	232	245	237
5年生	126	115	120	119	115	120
6年生	36	61	54	57	60	56
②確保方策	1,621	1,647	1,647	1,687	1,727	1,727
低学年	1,190	1,310	1,311	1,292	1,307	1,314
高学年	431	337	336	395	420	413
②-①	29	▲78	▲83	▲13	49	90
低学年	0	0	0	0	49	90
高学年	29	▲78	▲83	▲13	0	0
確保方策の内容	・ 需要が多く待機児童が生じている地区について、順次解消を図るため、施設の増設などにより、児童が安心して過ごせる生活の場の確保に向けた整備を推進します。					

単位：か所

放課後子ども教室との一体型の推進	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7	7	8	8	9	9

※児童ホーム以外の放課後の子どもの居場所として、既存施設を活用した新たな居場所の整備の検討を行います。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ等）

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設*など保護を適切に行うことができる施設において、原則として7日以内の期間、養育・保護を行う事業です。

単位：人日/年

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8	12	12	12	12	12
②確保方策	8	12	12	12	12	12
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 必要とする方が利用できるように制度の周知を図ります。 特定の受入れ先と年間を通じた契約により、受入れ態勢を整えます。 					

(4) 病児保育事業

子どもが病気又は病気の回復期に、保護者が就労などにより家庭での保育が困難な場合に病院・保育園などにおいて、一時的に保育を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る事業です。

単位：人日/年

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	926	1,348	1,326	1,306	1,307	1,315
②確保方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
②-①	2,674	2,252	2,274	2,294	2,293	2,285
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> なのはなクリニック病児保育室「ゼフィルス」、成田ナーシング保育室、めだか病児保育室の3施設、各定員6名で実施します。 					

(5) 利用者支援事業

子ども及び保護者、又は妊娠している方に教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用について相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い円滑に利用できるよう必要な支援を行う事業です。

単位：か所

	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
母子保健型	0	1	1	1	1	1
②確保方策	1	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
母子保健型	0	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0	0
基本型・特定型	0	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育課内に利用希望者への情報や施設利用状況を案内するスタッフを配置し、サービスの向上を図ります。 ・ 保健福祉館内に「成田市子育て世代包括支援センター」を設置し、母子健康手帳の交付の際に全ての妊婦に対し、保健師などによる面談を行い、個々に合った支援プランを作成することによって、妊娠期から就学前まで、切れ目ない支援を実施します。 					

(6) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターなどにおいて、子育ての相談や情報提供を実施するとともに、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

単位：人日/年

	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	81,371	78,765	78,197	78,539	78,673	79,400
②確保方策	81,371	78,765	78,197	78,539	78,673	79,400
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の 7 施設（公共施設 3 施設、公立保育園 2 施設、私立保育園 2 施設）において、各施設がそれぞれの特色を生かし、利用者の確保に努めます。 					

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

就学児童の預かりや送迎など、放課後児童健全育成事業関係の支援を希望する者（利用会員）と、支援を行うことを希望する者（協力会員）及びどちらも希望する者（両方会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

単位：人日/週

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	14	20	19	19	19	18
②確保方策	14	20	19	19	19	18
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 利用会員数並びに協力会員数の増加に努め、組織規模を拡大し、支援内容の周知を図り利用しやすい提供体制を整えます。 					

(8) 一時預かり事業（幼稚園・保育園ほか）

保護者が仕事、疾病、用事などの理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった児童を、主として昼間において一時的な預かりを行う事業です。

単位：人日/年

幼稚園	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	39,651	42,591	41,429	40,402	40,394	40,673
②確保方策	39,651	42,591	41,429	40,402	40,394	40,673
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労などに対応した平日の授業終了後及び長期休業期間における預かり保育の充実を図ります。 一時預かり利用希望者に対しては、柔軟な受入れ態勢が整っており、必要性に応じ利用可能となっています。 					

単位：人日/年

保育園ほか	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10,260	9,791	9,601	9,427	9,385	9,392
②確保方策	11,998	16,798	16,798	16,798	16,798	16,798
②-①	1,738	7,007	7,197	7,371	7,413	7,406
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育園、地域型保育事業所及び認定こども園において、引き続き受入れ態勢を維持します。 					

(9) 妊婦健診事業

妊娠中の健康管理の向上と経済的な負担の軽減を図るため、母子健康手帳交付時に、妊婦健診 14 回分の助成券を発行しています。

単位：人

	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1,017	1,152	1,154	1,163	1,173	1,185
②確保方策	1,017	1,152	1,154	1,163	1,173	1,185
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	・ 契約医療機関において妊婦健診を実施します。					

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭に、保健師、助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供につなげ、乳児を育てている家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図ります。

単位：人

	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	946	1,037	1,039	1,046	1,055	1,066
②確保方策	946	1,037	1,039	1,046	1,055	1,066
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	・ 保健師又は助産師を派遣し、乳児家庭全戸訪問事業を実施します。					

(11) 養育支援訪問事業

育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保育士や家事支援ヘルパーが訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	99	116	116	116	116	116
②確保方策	99	116	116	116	116	116
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	・ 研修を受けた保健師、保育士などが家庭を訪問することにより、養育支援訪問事業を実施します。					

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況などを勘案して市が定める基準に該当する場合、特定教育・保育などを受けた際の、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の副食材料費用に対し、必要に応じ助成を行います。

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	469	731	711	697	681	666
②確保方策	469	731	711	697	681	666
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	・ 特定教育・保育施設*などを通じて、対象者に補足給付事業の周知を図ります。					

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業を必要に応じて実施します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画は、男女が互いに尊重し合い、助け合いながら楽しく子育てするゆとりある家庭づくり、子どもが生き生きと学び・遊び、子育て世代が安心して働き・暮らせる地域社会づくりを目指しています。

本計画を実効性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、企業などにおいて、市民などの主体的かつ積極的な取組を促進する必要があります。そこで、市ホームページへの掲載や概要版の作成・配布などを行い、本計画の周知に努めることで、市全体の子育て支援に対する意識を高めていきます。

2 計画の推進体制

本計画では、子育て支援の量の拡充と質の向上の両面から充実させるとともに、家庭、学校・幼稚園・保育園、地域、企業など、行政その他社会を構成する全ての人が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働していくため、それぞれが以下のような責任と役割を果たすことが求められています。

①家庭

家庭は子どもが初めて人とふれあう場であり、生まれ育っていく中で、成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する大切な場でもあります。このため、子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力して子育てを行い、愛情を持って子どもを温かく見守り、心身の健康と安全を守っていくことで、思いやりや自主性、責任感などを育てていく家庭教育の充実を図ることが必要です。

②学校・幼稚園・保育園など

学校・幼稚園・保育園などは子どもが成長する過程で、人との関わりの中で人格を形成する極めて大きな役割を果たす場です。このため、子どもが自ら学び、豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、家庭や地域との連携を深めながら、多様な体験を通じて「生きる力」や「自身が育つ力」を育む教育の推進に努めることが必要です。

③地域

地域はそこに住む全ての人が、日々、充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。このため、子育て中の家庭を地域で支援し、子どもたちを地域の中で明るくのびのびと育てることができるよう、地域にあるさまざまな人や場、機会を生かし、子育て支援に関わる団体などとの協働、連携を図りながら、施策を推進していくことが必要です。

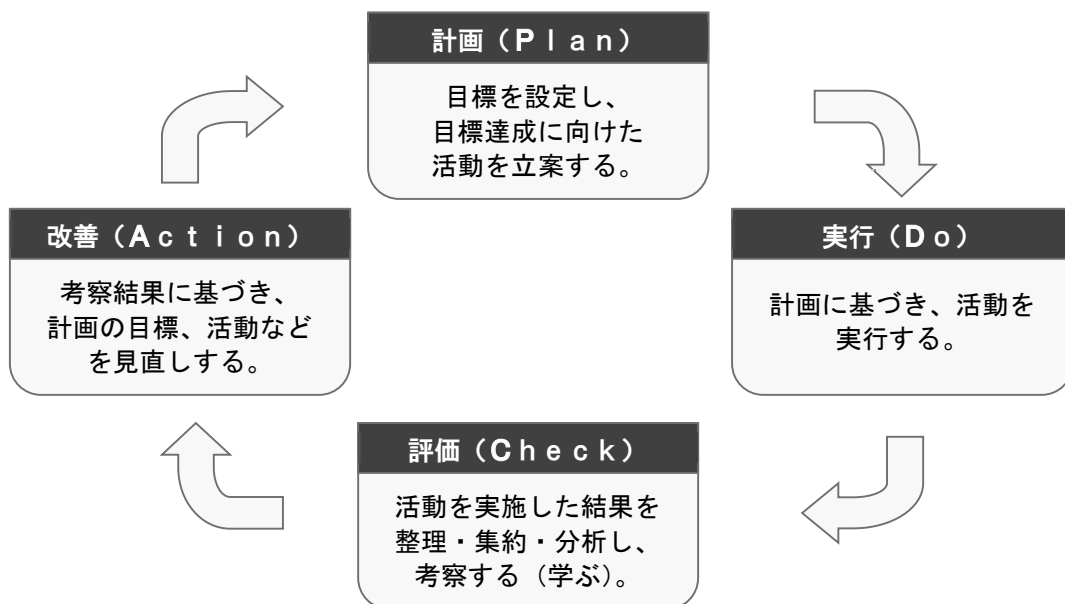
④企業など

企業や職場は、次世代育成に関する責務を共に担うという認識のもと、子育てをしている労働者が健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるようにしていく必要があります。このため、企業などは、子育て支援や職場・家庭における男女共同参画などの重要性について理解を深め、子育て中の人も含めた全ての労働者が、仕事と生活が調和した多様な働き方を選択できるよう、職場環境づくりに努めることが必要です。

⑤行政

子育て支援は、保健・医療・福祉や教育、労働、生活環境などさまざまな分野が連携しながら取り組んでいく必要があります。このため、行政は市民の求めるニーズを把握し、子育て支援の環境を整えていくため、十分な情報収集や情報発信を行うとともに、整合性のある取組を進められるよう、子育てに関わる諸機関及び各担当課との連携を図り、地域の実情に応じて効果的な施策の推進を図る必要があります。

また、本計画を着実に推進していくため、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、効果を検証し、事業内容の有効性の維持向上に努めるPDCAサイクルを活用しながら、可能な限り効率的な事業運営を図っていきます。



資料編

1 策定経過

<平成 30 (2018) 年度>

年月	会議名等・主な内容
平成 30 年 10 月	第 2 回保健福祉審議会子ども・子育て支援部会 → ニーズ調査について
平成 30 年 11 月	ニーズ調査の実施 (11 月 5 日～11 月 21 日)
平成 31 年 3 月	ヒアリング調査の実施
	第 3 回保健福祉審議会子ども・子育て支援部会 → ニーズ調査の結果について
	第 2 回保健福祉審議会 → ニーズ調査の結果について

<令和元 (2019) 年度>

年月	会議名等・主な内容
令和元年 7 月	第 1 回保健福祉審議会 → 保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の設置について 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について
	第 1 回子ども・子育て支援事業計画策定委員会 → 教育・保育提供区域の決定について 目標事業量について
令和元年 8 月	第 2 回子ども・子育て支援事業計画策定委員会 → 目標事業量について 確保方策について
	第 1 回保健福祉審議会子ども・子育て支援部会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定について
令和元年 9 月	第 3 回子ども・子育て支援事業計画策定委員会 → 目標事業量について 確保方策について
令和元年 10 月	第 4 回子ども・子育て支援事業計画策定委員会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (素案) について
令和元年 11 月	第 2 回保健福祉審議会子ども・子育て支援部会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (素案) について
	第 2 回保健福祉審議会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (素案) について
令和元年 12 月 ～令和 2 年 1 月	パブリックコメントの実施 (12 月 16 日～1 月 15 日)
令和 2 年 2 月	第 3 回保健福祉審議会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (案) の諮問
	第 3 回保健福祉審議会子ども・子育て支援部会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (案) について
令和 2 年 3 月	第 4 回保健福祉審議会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (案) の答申

2 ヒアリング実施結果の概要

(1) 目的

成田市内の子育てに関心のある保護者の生の声をお聞きすることにより、計画策定の参考とするために実施しました。

日々の子育てをする中での意見のほか、ボランティア活動を通して感じたことや今後期待したい子育て支援サービスなど、幅広い視点でのヒアリングを行いました。

(2) 日時・会場

平成31年3月14日(木)に公津の杜コミュニティセンターにおいて、成田市子育て応援サイト「なり☆すく」のボランティア編集員の方々を対象に実施しました。

(3) 主なご意見

①子育て支援サービスに関する意見

- ・ 放課後等デイサービスや児童ホーム等について、入所までの手続をもっと簡素化して欲しい。
- ・ 子育て支援サービスの利用に当たり、実際にサービスを受けるまでに時間がかかる。

②ボランティア活動について

- ・ ボランティア活動について、市からの経済的支援をより充実させて欲しい。
- ・ ボランティア団体の活動において参加者の高齢化が進み、次代の担い手が不足している。活動の継続に不安を持っている方もおり、今後活動を継続させるためにも、市として対策やサポート体制をとるための取組をもっと増やして欲しい。そのために、講演会、勉強会、座談会などの機会を設けて欲しい。

③子どもたちの居場所について

- ・ 児童ホームに入っていない子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所をもっと欲しい。
- ・ 児童ホームに入っている子どもたちだけではなく、児童ホームに入っていない子どもたちも校庭で遊べるようにできないか。
- ・ 夏休みに小学校のプールを無料開放してはどうか。
- ・ 児童ホームの定員を増やすだけではなく、市民参加型の地域一体となった取組ができないか。

④子育てに関する情報の提供について

- ・ 子育てに関する情報を共有するためには、PC ではなくスマホを主体とした取組がよい。フェイスブックやラインなどの SNS も考えられる。
- ・ 子育て支援に関する情報を市からハガキなどで知らせてくれたらうれしい。

⑤保育園や幼稚園について

- ・ 子どもは保育園や幼稚園ですぐに風邪を引く。各園に看護師がいてくれると安心だと思う。
- ・ 私立幼稚園に入園する児童が減少している。一方で保育園は増えている。市が幼稚園に補助金を出すなどして、私立幼稚園がもっと長時間児童を預かれるようにしてほしい。

⑥その他

- ・ 車が運転できないと各種サービスが受けづらい。
- ・ 保健福祉館に行くためのバスの増便や病院に診察に行くためのタクシー券を配布するなどして欲しい。

3 用語解説

あ行

育児休業制度

子どもが1歳（保育園に入所できないなど、一定の場合は、最長2歳）に達するまでの育児休業の権利を保障する制度です。父母ともに育児休業を取得する場合は、子どもが1歳2か月に達するまでの間の1年間、父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度の育児休業の取得が可能となっています。

一般事業主行動計画

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間、②目標、③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定するものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

M字曲線

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというわが国の特徴を示したものです。

か行

家庭児童相談室

子どもたちとその家族に関する相談窓口です。しつけや児童虐待など、子どもや家庭のさまざまな問題について、専門の職員（家庭児童相談員）が相談に応じています。

家庭的保育者

家庭的保育は、主に0歳児から2歳児までの子どもを対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業のことです。家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した保育士等の要件に該当する資格が必要で、家庭的保育を行う際に配置する必要があります。

企業主導型保育施設

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度である企業主導型保育事業を活用して設置した保育施設です。企業が、自社の従業員の働き方に応じて、多様で柔軟な保育サービスを提供することができます。

教育相談室

幼児から高校生までの児童生徒、保護者等を対象として、学習や交友関係などの悩み、家庭教育や青少年教育に関することなど、さまざまな相談に応じています。

居宅訪問型保育

主に 0 歳児から 2 歳児までの子どもを対象とし、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 の保育を行う事業のことです。

合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当するものです。

高等学校卒業程度認定試験

さまざまな理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。合格者は大学・短大・専門学校を受験資格が与えられます。また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することができます。

子ども家庭総合支援拠点

子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等の必要な支援を行うための拠点のことです。

子ども・子育て関連 3 法

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の総称のことです。

さ行

事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

次世代育成支援対策推進法

平成 17 年 4 月 1 日に施行された法律です。当初は平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が平成 37（令和 7）年 3 月 31 日まで延長されています。わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることとしています。

児童発達支援施設（こども発達支援センター）

小学校就学前の 6 歳までの障がいのある又は発達に遅れのある子どもが主に通い、支援を受けるための施設です。日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育園や幼稚園のように遊びや学びの場を提供する身近な療育の場です。

児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設です。

小規模保育

主に 0 歳児から 2 歳児までの子どもを対象とし、定員 6 人以上 19 人以下の少人数を対象に、きめ細かな保育を行う事業のことです。

潜在保育士

現在は離職している保育士資格取得者のことです。

た行

地域子育て支援センター

子育て親子の交流の場の提供や交流の促進を行うとともに、子育て等に関する相談・援助や地域の子育て関連情報の提供などを実施します。

地域型保育事業

認可保育園（原則定員 20 名以上）より少人数の単位で、主に 0 歳児から 2 歳児までの子どもを保育する事業のことです。市町村の認可事業であり、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育の類型があります。

地区保健推進員

市から委嘱を受け、多くの市民の方が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、健康づくりのお手伝いをしています。

特定教育・保育施設

市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（認可保育園、認定こども園及び幼稚園）のことです。

は行

ひまわりクラブ

母親学級の OB 会のごことで、母親学級の参加者が、出産後に赤ちゃんを連れて集まり、さらに親睦を深める機会であり、母親同士の交流や子育ての情報交換の場となっています。

不育症

妊娠はするものの、流産、死産や新生児死亡（生後 1 週間以内の死亡）などを繰り返し、結果的に子どもを持つことができない場合のことをいいます。

放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動を行います。地域住民との交流活動等を通じて、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

ま行

民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努め、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受け、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

ら行

ライフサポートファイル

対象児童の日々の成長や生活の状況、支援内容などを記録するノート形式のファイルのことです。

4 成田市保健福祉審議会設置条例

平成10年9月29日

条例第25号

(設置)

第1条 本市の保健福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項を調査審議するため、成田市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 保健、医療及び福祉施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉施策の推進及び運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉施策に関し、市長が必要と認める事項（組織等）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 市長は、特定事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特定事項の調査審議期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。）の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

5 成田市保健福祉審議会委員名簿

任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

No.	氏名	区分	備考
1	山口 英雄	公募による市民	
2	中山 明子	公募による市民	
3	杉原 素子	識見を有する者	会長
4	中村 智裕	保健医療福祉関係者	
5	山崎 良美	保健医療福祉関係者	
6	根本 明久	保健医療福祉関係者	
7	富澤 圭一	保健医療福祉関係者	
8	眞鍋 知史	保健医療福祉関係者	
9	大木 和江	保健医療福祉関係者	
10	袖屋 寛	保健医療福祉関係者	
11	鈴木 信康	保健医療福祉関係者	
12	高木 正尊	保健医療福祉関係者	
13	根本 榮子	保健医療福祉関係者	
14	青木 偉年	保健医療福祉関係者	副会長
15	湯川 智美	保健医療福祉関係者	

(順不同・敬称略)

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

No.	氏名	区分	備考
1	中山 明子	公募による市民	
2	篠原 春江	公募による市民	
3	城間 将江	識見を有する者	会長
4	中村 智裕	保健医療福祉関係者	
5	高橋 知子	保健医療福祉関係者	
6	根本 明久	保健医療福祉関係者	
7	富澤 圭一	保健医療福祉関係者	
8	眞鍋 知史	保健医療福祉関係者	
9	城 順子	保健医療福祉関係者	
10	袖屋 寛	保健医療福祉関係者	
11	山田 孝雄	保健医療福祉関係者	
12	高木 正尊	保健医療福祉関係者	
13	根本 栄子	保健医療福祉関係者	
14	青木 偉年	保健医療福祉関係者	副会長
15	湯川 智美	保健医療福祉関係者	

(順不同・敬称略)

6 成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会委員名簿

任期：平成 29 年 7 月 19 日～平成 31 年 3 月 31 日

No.	氏名	区分	備考
1	中村 智裕	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
2	高木 正尊	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
3	山崎 良美	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
4	青木 偉年	子ども・子育て支援に関し学識経験のあるもの	部会長
5	根本 榮子	子ども・子育て支援に関し学識経験のあるもの	
6	小林 裕美	保護者代表	
7	富永 藍	保護者代表	
8	小泉 清子	保護者代表	
9	浅井 秀	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	任期： H29.7.19～H30.6.30
	長森 克子	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	任期： H30.7.1～H31.3.31
10	石川 絹子	事業主を代表するもの	

(順不同・敬称略)

任期：令和元年7月25日～令和3年3月31日

No.	氏名	区分	備考
1	中村 智裕	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
2	高木 正尊	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
3	高橋 知子	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
4	青木 偉年	子ども・子育て支援に関し学識経験のあるもの	部会長
5	根本 榮子	子ども・子育て支援に関し学識経験のあるもの	
6	林 英市	保護者代表	
7	倉澤 亜紀	保護者代表	
8	植田 あすか	保護者代表	
9	長森 克子	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
10	古川 都美子	事業主を代表するもの	

(順不同・敬称略)

7 第2期成田市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項に規定する子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)を策定するため、第2期成田市子ども・子育て支援事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び推進に関する事項。
- (2) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、健康こども部に関する事務を所掌する副市長の職にある者をもって充てる。

(検討部会)

第4条 委員会に検討部会を置く。

- 2 検討部会は別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 検討部会に部会長を置き、健康こども部長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 3 委員会及び検討部会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会に事務局を置き、子育て支援課がこれにあたる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1

副市長 企画政策部長 財政部長 福祉部長 健康こども部長 都市部長 教育部長
--

別表第2

健康こども部長 企画政策課長 財政課長 社会福祉課長 障がい者福祉課長 子育て支援課長 保育課長 健康増進課長 都市計画課長 教育総務課長 学務課長 教育指導課長 生涯学習課長
--

第2期成田市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

企画・編集：成田市健康こども部子育て支援課

〒286-8585

千葉県成田市花崎町 760 番地

電 話：0476-20-1538

ファクス：0476-24-1086

U R L：<https://www.city.narita.chiba.jp>

登録番号：成子 19-048

